

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



出身国情報報告

アンゴラ

2010年9月1日

英国国境局

出身国情報サービス

目次

序文

項

背景情報

1. 地理

カビンダ県

地図

2. 経済

3. 歴史（独立以前の 2008 年まで）

4. 最近の動き（2010 年 1 月～2010 年 8 月）

FLECによるサッカートーゴ代表チーム襲撃事件

憲法改正

5. 憲法

6. 政治体制

人権

7. 概説

8. 治安部隊

概要

国防軍

治安部隊による人権侵害

恣意的な逮捕および拘禁

拷問

超法規的処刑・殺人

カビンダで発生した人権侵害

申立ての手段

治安部隊の刑事免責と訴追

9. 兵役制度

法令

徴募

兵役忌避に対する処罰

良心的兵役拒否

10. 司法制度

組織

独立性

公正な裁判

11. 逮捕と拘禁 - 法律上の権利

12. 刑務所の状況

13. 死刑

14. 政治的所属

政治的表現の自由

結社と集会の自由

反政府勢力と政治活動家

15. 言論と報道の自由

ジャーナリスト

16. 人権に関する団体、組織および活動家

17. 汚職

18. 信仰の自由

概要

宗教上の人口統計

差別および社会的虐待

19. 民族集団

20. レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダー (LGBT) の人々

法的地位

社会の姿勢

21. 身体障害

22. 女性

概要

法律上の権利

政治的な権利

社会的および経済的な権利

女性に対する暴力

性的暴力

女性性器切除 (FGM)

23. 子ども

概要

基本的な法律に関する情報

法律上の権利

子どもに対する暴力

この出身国情報報告 (COI Report) の本文は、2010年8月23日時点で公的に入手可能であった情報で構成されている

児童就労

教育

保健福祉

公文書および国籍

24. 人身売買

概要

人身売買に対する政府の取り組み

保護

25. 医療問題

医療および医薬品の利用可能性についての概要

HIV/AIDS - 抗レトロウイルス治療

精神衛生

26. 移動の自由

27. 外国人難民

28. 市民権および国籍

29. 雇用に関する権利

附録

附録 A：主な出来事の年表

附録 B：政治組織

附録 C：略語一覧

附録 D：参考文献

序文

i この出身国情報報告（COI Report）は、難民／人権の決定過程に携わる者の利用を目的として、英国国境局（UKBA）の COI サービスにより作成されたものである。本報告は、英国内でなされる難民／人権の請求において、最も多く提起される問題についての一般的な背景情報を提供する。報告の本文は、2010 年 8 月 23 日までに得られた情報で構成されている。本報告は、2010 年 9 月 1 日に発行された。

ii 本報告は、広く認知されている、さまざまな外部情報源が作成した資料をもとに、もっぱら編纂されており、UKBA の見解または方針を一切含むものではない。報告内のすべての情報は、本文全体にわたって、難民／人権の決定過程に携わる者に対して公開されている原資料に基づくものである。

iii 本報告は、難民および人権の申請において提起される主要問題に焦点を当て、特定された原資料からの抜粋をまとめ、それを提供することを目的とする。いくつかのセクションでは、取り上げる事項が難民／人権の請求において頻繁に発生するものでない場合、ウェブサイトのリンクのみが提示されている。報告は、詳細な調査または包括的な調査を意図しているものではない。より詳細な記述については、該当する原資料が直接検討されるべきである。

iv COI 報告の構造および形式は、特定の事項に関する情報への迅速な電子的アクセスを必要とし、必要とされる項目へ直接アクセスするために目次を利用する UKBA 意思決定者および要請提示担当官が用いる方法を考慮している。重要な問題については、通常、それに特化したセクションである程度深く論じているが、他の複数のセクションでも簡潔に言及されている場合がある。このため、報告書の構造上、重複を伴う。

v 本 COI 報告に記載される情報は、原資料から特定できるものに限定される。特定の問題について、対象となるあらゆる側面を取り扱うべく、あらゆる努力がなされるが、関連する情報の取得が常に可能であるわけではない。このため、報告書に記載される情報は、実際に記述される以上の意味で解釈されるべきではないことに留意することが重要である。たとえば、特定の法律が可決されたという記述があっても、それは、明記されない限り、正式に実施されたという意味で解釈されるべきではない。同様に、情報の不足は、数ある中でも特定の事象または行動が発生しないこと、または発生しなかったことを必ずしも意味するものではない。

vi 上述の通り、本報告は、信頼のおける数多くの情報源が作成した資料を編纂したもので

ある。COIS は、報告の編集にあたり、複数の原資料で提示された情報間の相違点をまとめ、均衡の取れた全体像が確実に示されるように、活用できる限りの幅広い情報を提供することを目的とするが、その相違点を解消しようという試みは一切なされていない。たとえば、それぞれの原資料で、個人、場所、政党などの名称やその綴りが、しばし異なる形式で記載されることがある。COI 報告は、名称の綴りに一貫性をもたらすことを目的にせず、原資料で使用された綴りを忠実に反映することを目的にしている。同様に、個々の原資料で示された数値にも、時折、相違がみられるが、それらに関しても、原文に従ってそのまま引用している。本文書内では、「sic (原文のまま)」という用語を、引用文章中の不正確な綴りや印刷上の誤りを指摘するために使用しているが、その使用は、資料の内容に関する注釈を示唆するものではない。

vii 本報告は、実質上、過去 2 年間に発行された原資料に基づいている。しかしながら、最新の資料では、関連する情報が記載されていないため、それ以前の原資料が含まれている場合がある。すべての原資料には、報告が発行された時点で、関連があると判断された情報が含まれる。

viii 本 COI 報告および添付の原資料は、公文書である。すべての COI 報告は、英国内務省ウェブサイトの RDS セクションで公開され、報告の原資料の大部分がパブリックドメインであり、容易に入手することができる。報告内で特定される原資料が電子形式で利用できる場合には、該当するウェブサイトのリンクを、そのリンクにアクセスした日付とともに記載している。政府官庁や購読サービスが提供する資料などの手に入りにくい原資料に関しては、その複製が、要求に応じて、COI サービスから入手可能である。

ix COI 報告は、難民受入国上位 30 カ国に関して、定期的に発行される。上位 30 カ国以外の国に関する報告に関しても、業務上の特別な必要性があれば、発行される場合がある。また、UKBA の担当官は、特別調査を求める情報要求サービスに常時アクセスすることができる。

x COI サービスは、本 COI 報告を作成するにあたり、利用可能な原資料の正確で公正な要約を提供するように努めている。本報告に関する意見や追加原資料についての助言を快く受け付けているので、UKBA の以下の連絡先にお寄せいただきたい。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

St Anne House

20-26 Wellesley Road

Croydon, CR0 9XB

United Kingdom

Eメール：cois@homeoffice.gsi.uk

ウェブサイト：http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報に関する独立諮問機関

xi 国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）は、UKBAのCOI資料の内容について、英国国境局の調査責任者に提言を行うことを目的に、同責任者によって2009年3月に設立された。IAGCIでは、UKBAのCOI報告および出身国情報のその他の資料に関する意見を受け付けている。IAGCIの業務に関する情報は、調査責任者のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> 上で閲覧することができる。

xii IAGCIは、その業務の過程で、選択されたUKBAのCOI文書の内容を調査し、これらの文書に関連する提言および一般的な性質のことに係る提言を行う。IAGCIまたは国別情報に関する諮問委員会（2003年9月から2008年10月まで、UKBAのCOI資料を監督した第三者機関）が調査したCOI報告およびその他の文書の一覧は、<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>で入手可能である。

xiii 注記：IAGCIは、UKBAの資料や手順を承認する機能を有しない。同機関によって審査された資料の一部には、非猶予異議申立（NSA）リストへの指定もしくは指定が提案されている国々に関するものがある。この場合、機関の業務が、特定の国のNSAへの指定決定またはその提案を承認すること、あるいはNSAのプロセス自体を承認するものと解釈されるべきではない。

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）の連絡先：

Independent Advisory Group on Country Information,

Independent Chief Inspector of the UK Border Agency

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

Eメール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト：<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

背景情報

1. 地理

1.1 アンゴラは南アフリカに位置し、ナミビアとコンゴ民主共和国に挟まれ、南大西洋に面している。また、コンゴ共和国、ナミビアおよびザンビアとも国境を接している。アンゴラの国土総面積は1,246,700平方キロである。アンゴラ人口に占める民族グループは、オヴィブンドゥ族(37%)、キンブンドゥ族(25%)、バコンゴ族(13%)、メスティーツ(ヨーロッパ系と現地アフリカ人との混血)(2%)、ヨーロッパ系(1%)およびその他の民族集団(22%)である(中央情報局「ワールド・ファクトブック」、2010年5月27日付)。^[3] アンゴラ政府が国際連合人権理事会の普遍的定期審査作業部会に提出した2009年12月の報告書によれば、アンゴラの一県であるカビンダは、コンゴ川の河口とコンゴ民主共和国の一部により、本国から切り離されている。アンゴラは、行政上、18の県、163の自治体、547の行政区に分けられている。推定人口は16,526,000人であり、人口密度は一平方キロ当たり13.2人である。^[35a] (p2)

1.2 Travlang.com (2010年6月16日にアクセス)によれば、アンゴラの公用語はポルトガル語である。その他の言語には、ウンブンドゥ語、キンブンドゥ語、コンゴ語、チョクウェ語、ルウェナ語、ルンダ語などがある。^[9] カビンダ人が話す言語については、エスノローグ(Ethnologue) (2010年7月22日にアクセス)が、コオンゴ語(アカ・コンゴ語、キコンゴ語、キコオンゴ語、コンゴ語、カビンダ語)およびヨンベ語(アカ・キヨンベ語、キオンベ語、ロンベ語、バヨンベ語)を、この地方で話されている言語として挙げている。^[40] カビンダに関するグローバルセキュリティーレポートによれば、「カビンダ語がカビンダの公用語である。しかし、多くのカビンダ市民がフランス語を話す。少なくとも、読み書きができるカビンダ人では、90%がフランス語を話し、ポルトガル語を話すのは、わずか10%である」としている。^[37]

1.03 World Travel Guide のウェブサイト上に公開された情報(2010年6月16日にアクセス)によれば、2010年は、以下の日付が祝祭日とされている。1月1日(元旦)、1月4日(植民地犠牲者の日)、2月4日(独立闘争開始の日)、3月8日(国際女性の日)、4月2日(聖金曜日)、4月4日(平和と和解の日)、4月5日(イースターマンデー)、5月1日(メーデー)、5月25日(アフリカの日)、6月1日(国際子どもの日)、9月17日(国の創設者および国民的英雄の日)、11月1日(死者の日)、11月11日(独立記念日)、12月25日(クリスマス)。^[10]

カビンダ県

1.04 グローバルセキュリティーのカビンダの概要（2010年1月9日修正版）では、以下のように記されている。

「ザイールとコンゴに挟まれた中央アフリカに位置するカビンダは、大西洋の海岸沿いに広がり、面積は約 10,000 平方キロメートルに及ぶ。ザイールの領地が 60 km の幅で細長く伸び、アンゴラとカビンダを分断している。カビンダの人口は、先住民が約 300,000 人であり、数字の上では、セーシェル（60,000 人）、ルクセンブルク（300,000 人）、ガンビアおよび赤道ギニアの人口と比較することができる。しかし、この数字のうち、カビンダの実際の領地に住んでいるのは、わずか 3 分の 1 であり、残りの 3 分の 2 は、コンゴやザイールの概ね安定した地域周辺に居住している。国民の大半が精霊信仰者であるアフリカの国々とは異なり、カビンダ人のほとんどがキリスト教信者である。」 [37]

1.05 グローバルセキュリティーレポートでは、アンゴラの石油埋蔵量に関して、カビンダの重要性を以下のように指摘している。

「アンゴラの経済は石油分野に大きく依存しており、それは、アンゴラ国内総生産（GDP）のおよそ半分に当たり、輸出高の 90%以上を占める。カビンダはナイジェリアにおけるニジェール・デルタと似た状況に直面している。カビンダは、アンゴラの石油の半分以上を生産し、外国為替収入の大半を占める。カビンダ県は、その海上で操業しているシェブロンテキサコ社およびその提携企業が支払う税金の約 10%を受けている。」 [37]

「カビンダで発生した人権侵害」も参照のこと。

2. 経済

2.01 外務英連邦省（英国）「国別概要：アンゴラ編」（2009年6月25日付）では、以下のように記されている。

「アンゴラの経済は石油に大きく依存しており、GDPの半分以上、政府歳入の83%、輸出額の97%を占める。サハラ以南のアフリカでは、ナイジェリアに次いで第2位の産油国である。2007年初頭にOPECに加盟した。すべての海上における現在の生産量は、2007年には2,000,000バレル/日を越えるまで増大したと推定されるが、深ブロックおよび最深ブロックへの投資が流れに乗る一方で、需要の低下やOPECによる上限設定のために、現在は1,630,000バレル/日まで減少している。」

「…アンゴラの近年の目覚ましい成長率（2007年推定で23.4%と世界最高）は、石油生産の急激な上昇によってもたらされた…また、ダイヤモンドもアンゴラの経済に大きく貢献しているが、世界的経済不況による多大な影響を受けている。アンゴラのダイヤモンド原石 - ほとんどが宝石用原石の品質 - の産出は、2008年で世界第4位であった。生産量は、戦争中に、密輸、不法採掘、政府監督の不在によって大幅に低下したが、着実に伸びてきている。それ以来、状況は逆転している。」

「… また、アンゴラは広大な優良農地に恵まれているが、耕作面積が3%にまで減少したのは、戦時中の地雷の施設（最新の推定では400万個）が主な理由の1つである。かつてアンゴラの穀倉地帯であった中央高原地帯は、自給自足農業に戻ってきている。何十年にもわたる中央指令型経済、不適切な運用、汚職および戦争が、アンゴラの経済を長い間歪めてきた。2000年に入り、アンゴラは、暫定的な経済改革を開始した。それ以降、マクロ経済的安定を達成させ、インフレ率も低下し（1999年の300%以上から2007年末には約11.8%にまで減少）、著しい進展を遂げた。基本的にドル経済であり、政府はクワンザを支えるために強く介入する。アンゴラは、IMFに正式に合意していない。資金調達は、次第に石油担保融資または商業融資に変わってきている。」 [1]

2.02 CIA「ワールド・ファクトブック」（2010年5月27日付）では、さらに、以下の基本的な経済情報が提供されている。

- ・ GDP 成長率（2009年推計） -0.3%
- ・ 一人当たり GDP（2009年推計） 8,900米ドル
- ・ インフレ率（2009年推計） 13.1%

・失業率：[該当情報なし]

・労働人口（2009年推計）7,769,000人[3]

2.3 XE 万国通貨コンバータのウェブサイトによれば、2010年6月17日現在、アンゴラの通貨はクワンザである。1米ドルは92.3クワンザ、1ユーロは114.4クワンザ、1英国ポンドは136.8クワンザに相当する。[17]

3. 歴史（独立以前の 2008 年まで）

以下では、アンゴラの歴史を略述する。より詳しい情報については、以下の情報源から得ることができる。

<http://africanhistory.about.com/od/angola/p/AngolaHist1.htm>

<http://countrystudies.us/angola/3.htm>

<http://www.lonelyplanet.com/angola/history>

3.01 外務英連邦省（英国）「国別概要：アンゴラ編」（2009 年 6 月 25 日付）では、以下のように記されている。

「アンゴラは 500 年間にわたりポルトガルの植民地であった。しかし、1920 年代になって、投資がほとんどなくなり、ポルトガルの影響力は海外沿いの町に限られるようになった... 1950 年代半ばになり、アンゴラ人は独立を求めて動き出した。1956 年には MPLA[アンゴラ解放人民運動]、1958 年には FNLA[アンゴラ国民解放戦線]、そして 1966 年には UNITA[アンゴラ全面独立民族同盟]の 3 つの国家主義者組織が結成された。1961 年に武装闘争が始まった。しかし、独立の主張は、アフリカの大半の国々よりもずっと遅く、1974 年まで認められなかった。ポルトガルは、急遽、三運動との協議を行い、三運動すべてがアフリカ統一機構（OAU）の承認を得て、独立に向けた暫定合意に至った。この合意は、1975 年 1 月のアルヴォール協定として具体化した。そこでは、1975 年 11 月 11 日と定めた独立日以前に、暫定政府が憲法を起草し、選挙の準備をすることが規定された。しかし、合意は破綻し、各運動が首都制圧を目指して争いを繰り広げた。ポルトガル人入植者は一斉に引き上げた。選挙は全く行われなかった。」

「独立日に MPLA が首都を制圧した。MPLA は自身が政府であることを宣言し、マルクス・レーニン主義に倣った一党政体を課した。その他の独立運動は、それぞれの地方拠点に撤退した。MPLA の勝利は、ソビエト連邦軍およびキューバ軍からの軍用装備によって支えられていた。FNLA および UNITA は、その支援者であるアメリカ、アパルトヘイト体制下の南アフリカおよびモブツのザイールからの援助をさほど確保できていなかった。ほどなくして FNLA は武装闘争を放棄したが、UNITA は長いゲリラ戦を闘い続け、それは 2002 年まで続いた。この間に、UNITA は何の障害もなく地方に進行し、一方、MPLA は都市部を支配した。」

「2度の平和調停への試み（1991年5月のビセス合意および1994年のルサカ和平協定）は失敗に終わった。双方は小規模の国連平和維持軍である UNAVEM I および II の監視下に置かれた。さらに、国連安全保障理事会は、1993年から UNITA に制裁を課した。だが、これらもまた闘争を止めることはできなかった。こうして、MPLA は1998年12月の党大会で UNITA に対する最終軍事攻撃を遂行することを決定し、国連に退去を要請した。政府軍は、3年にわたる闘争を経て、まず2002年2月に UNITA 指導者を殺害し、続いて UNITA 司令部との停戦合意（2002年4月のルエナ停戦覚書）に到達することで、戦争の終結を成し遂げた。その後、2003年の第9回党大会において、イサイアス・サマクヴァ（Isaias Samakuva）が UNITA の新しい指導者に選出された。彼は、2007年7月にも再選した。」

「本土では和平に至ったが、カビンダの問題が未解決のままである。カビンダ県の独立を求める反乱軍部隊によって、小規模のゲリラ戦が30年以上も続いている。アンゴラ政府は、交渉と武力行使とを交互に試みているものの、無駄に終わっている。2006年8月1日に停戦協定が調印されたが、カビンダ全派の支持を得たものではなかった。」[1]

3.02 2010年1月9日付のカビンダに関するグローバルセキュリティーレポートでは、その県の歴史について、以下のように記されている。

「カビンダは、1885年のシムランブコ条約の調印によってポルトガル保護領となり、1900年初頭からポルトガル領コンゴとして知られるようになった。カビンダがアンゴラの一部では決してなかったこと、そしてポルトガル保護国とした1885年のポルトガルとのシムランブコ条約に基づいて、カビンダ人はその独立を主張している。条約は、19世紀末のアフリカにおけるヨーロッパの覇権争いの中、その統治権を確固たるものにしようとするポルトガルの試みの一部であった。1933年には、憲法でエスタード・ノーヴォが定められ、カビンダとアンゴラは、ポルトガルとは別の分離した地域とみなされた。1956年、ポルトガルはカビンダ保護領の行政当局をアンゴラ植民地の行政当局に組み入れた。」

「1960年に入り、カビンダ国解放運動（MLEC）が結成され、それに続く1963年には、同じ主張を掲げた2つの組織（カビンダ国民行動委員会 - CAUNC およびマヨンベ同盟 - ALLIAMA）が結成された。1963年に主要であった3つの独立運動（M.L.E.C.、ALIAMA および C.A.U.N.C.）が合併し、コンゴのポワント＝ノワール（ロアンゴ）で FLEC[カビンダ飛び地解放戦線]が結成されるに至った。1974年には、ポルトガル政府がカビンダ領地における FLEC の設立を承認した。」

「1975年11月11日にカビンダ侵攻が発生し、MPLA 軍がポワント＝ノワールを通過して、カビンダに入った。MPLA 軍は、巨大石油企業シェブロン社から財政的支援を受けており、

シェブロン社は MPLA に資金を提供し、カビンダの油田を支配しようとした。」

「... アンゴラ政府は、1990 年代初頭から、FLEC メンバーに投降して行政に参画するように促すなど、反対組織の譲歩を引き出すさまざまな対策を講じており、少なくとも部分的な成功を収めている。」

「... 1996 年 5 月 22 日、カビンダ飛び地解放戦線 - カビンダ軍 (FLEC-FAC) は、政府との停戦協定に署名してからわずか一週間で、アンゴラ政府軍と衝突した。1975 年以降、2,880 平方マイルのカビンダ県のために、FLEC-FAC の 3,000 の軍隊がアンゴラ政府と戦った。カビンダ飛び地解放戦線 (FLEC) とアンゴラ政府軍との武力衝突は、アンゴラ全面独立民族同盟 (UNITA) が掌握していた領域を攻略しようというそれぞれの軍の思惑のもと、1996 年 12 月下旬まで続いた。」

「2003 年 2 月末には、FAA 参謀長であるアルマンド・ダ・クルス・ネット (Armando da Cruz Neto) 将軍が、確信をもって、次のように宣言した。『我が軍によって遂行された作戦の結果、我々は、カビンダの軍事情勢に大きな変化があったことを表明するに至った。FLEC-Renovada は、2002 年の後期以降、活動を停止している。カビンダに平和を再びもたすために始まった作戦は、プラスの局面に到達したと言えるだろう。次の段階では、FLEC 軍の再結成と復活を防止するために、国境警備機構の整備が必要となる。』」

「2003 年 6 月 8 日、アンゴラ通信社は、FLEC-FAC の Francisco Luemba 参謀長および他の高官 6 名が政府当局に降伏したと伝えた。」 [37]

3.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2009 年 6 月 22 日に発表したレポート「窮地に追い込まれて」では、カビンダについて、以下のように記されている。

「2006 年、アンゴラ政府と FLEC Renovada 派の前指導者でありカビンダ対話フォーラム (FCD) の議長でもあるアントニオ・ベント・ベンベ (António Bento Bembe) によって覚書 (MOU) が調印され、公式な武装闘争の終結が求められた。FCD は、政府との和平交渉を円滑に進めるために、FLEC の 2 つの主流派 - FLEC Renovada と FLEC-FAC - の代表者および市民団体と教会のメンバーを含めた連合委員会として、2004 年に設立された。MOU には、旧 FLEC 戦闘員の恩赦、動員解除および社会復帰計画、ならびに旧 FLEC 構成員に多くの官職を割り当てる事が盛り込まれた。しかしながら、和平合意は、最も活動的な FLEC の一派である FLEC-FAC および FCD のその他の構成員が協議から外れ、分離派に対して政治的譲歩がなされなかったため、カビンダでは、その信頼性をあまり享受

できなかった。武装反乱は依然として続いているが、2006年以降、政府はカンビダでの戦争終結を主張し、『盗賊』に対する散発的な攻撃が継続しているとしている。」[12b]

3.04 米国国務省が2010年3月に公開した「背景ノート：アンゴラ編」では、以下のよう
に報告されている。

「2008年9月5日、アンゴラは、1992年の第一回選挙以来となる議会選挙を行った。選挙日に技術上の問題が生じたため、いくつかの選挙区では投票が9月6日まで延長された。選挙の結果は、UNITA とほとんどの野党によって受け入れられた。MPLA が有権者数の81.6%を獲得し、220議席のうち191議席を得た。残りの29議席は、アンゴラ全面独立民族同盟（UNITA）（16）、社会革新党（PRS）（8）、アンゴラ国民解放戦線（FNLA）（3）および新民主主義（ND）連合（2）が獲得した。」[2b]

4. 最近の動き（2010年1月～2010年8月）

FLECによるサッカートーゴ代表チーム襲撃事件

4.1 2010年1月8日、BBC ニュースは以下のように報じた。

「アンゴラのアフリカネイションズカップに向かっていたトーゴ代表チームのバスが銃撃犯によって襲撃され、複数の選手が負傷し、運転手が死亡したとのことである。」

「車両は、コンゴ共和国からアンゴラの石油資源に恵まれたカビンダ領域に入ったところで、機関銃による襲撃を受けた。」

「... 襲撃を実行したと認めたカビンダ飛び地解放戦線（Flec）は、数十年にわたって独立を求めて戦っているが、2006年には停戦状態に入っていた。」

「... 少なくとも選手2名を含む9名が襲撃で負傷したと言われている。セントラル・ディフェンダーの Serge Akakpo が負傷者のうちの1人であり、控えゴールキーパーの Kodjovi Obilale もまた負傷したとのことである。」

「... 襲撃が起こったのは、バスがコンゴ共和国のチームの練習場を出発し、カビンダに向かっていたところであった。」 [6c]

4.2 ガーディアン紙（UK）が2010年1月11日付で公表した報道には、この襲撃事件についての詳細な情報が提供されている。

「カビンダ飛び地解放戦線（Flec）のロドリゲス・ミンガス（Rodrigues Mingas）事務総長は、Flec 戦闘員が意図していたのは、コンゴ内部に位置するアンゴラのカビンダ県を輸送団が通過するときに、その保安要員を攻撃することであったと語った。」

「今日[2010年1月11日]、アンゴラ国営通信社は、トーゴ代表チームがアフリカネイションズカップに向かう途中に発生した金曜日の襲撃に関連して、2人を逮捕したと報道した。チームのアシスタントコーチと公式広報担当者、バス運転手の3名が死亡した。」

「... Antonio Nito 地方検事は、逮捕された2人は、30年にわたりアンゴラ政府と闘い、今回の襲撃に対する犯行声明を出した Flec に所属していると語った。」

「彼は『事件現場である、両国[アンゴラとコンゴ]を結ぶ Massabi への道路で、Flec を示す 2 つの要素を得た。』という声明を国営通信社 Angop に発表した。その他の詳細については、いまのところ得られていない。」

「奇襲によって 8 名が負傷し、ゴールキーパーの Kodjovi Dodji Obilalé は、飛行機で南アフリカへ運ばれた。彼は集中治療中だが、安定した状態であると言われている。」

「カビンダはアンゴラの石油生産の半分を担っている。襲撃が起こるまでは、Flec が重大な危険であると思われていなかった。先月[2009 年 12 月]には、Flec の元兵士であったアンゴラのアントニオ・ベント・ベンベ無任所大臣が、組織はもはや存在しないと語っていた。同大臣はさらに、Flec に留まっているのは、不満をもつカビンダ人を虚偽の主張で誘い込もうとする数人の個人であると主張している。」 [39]

4.3 2010 年 6 月 23 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) レポートでは、より最新の情報が提供されている。

「カビンダの刑事裁判所は、国家保安法に基づき、カトリック教会司祭の Raúl Tati、弁護士 Francisco Luemba および大学教授の Belchior Lanso Tati を起訴した。これら 3 名は、1 月 8 日[2010 年]にアフリカネイションズカップに参加予定だったサッカートーゴ代表がカビンダで襲撃されたことをうけ、逮捕されていた。分離派のゲリラ運動であるカビンダ飛び地解放戦線 (FLEC) が、この襲撃に対する犯行声明を出していた。」

「... 政府は、Raúl Tati、Luemba および Belchior Lanso Tati を、不特定の『その他の国家の安全に対する犯罪』で起訴した。この起訴は、被告人らが所有していた公文書および個人的メモを含む文書、ならびに昨年の FLEC 構成員との『違法』の疑いがある会合への参加に基づくものである。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その会合が和平に関する対話を促す目的であったこと、さらにアンゴラ大統領の上級顧問がその計画を奨励したものだという信頼できる情報を有している。」

「... 1 月[2010 年]の襲撃事件以来、アンゴラ当局は、国家安全に対する犯罪で 9 名を監禁した。襲撃に直接関与したとして逮捕されたのは、そのうちの 2 名だけであり、未だ起訴されていない。5 名は、1978 年の国家保安犯罪法第 26 条に基づいて、『その他の国家の安全に対する行為』で起訴された。」

「4 月[2010 年]には、複数のカビンダ拘留者の顔が入った T シャツを着ていたかどで、5 名の者を政府が一時的に拘留し、条件付きで釈放した。5 月[2010 年]には、政府が禁止して

いた拘留者と連帯した大衆抗議行動を治安部隊が妨害し、主催者の自宅を包囲した。6月[2010年]には、『その他の国家の安全に対する行為』で起訴されていたアメリカの石油企業シェブロン社の従業員 André Zeferino Puati に、裁判所が FLEC の文書を所有していた罪で禁固 3 年の判決を下した。」[12d] (HRW レポート - 「アンゴラ：カビンダ人権擁護者に対する最終事例」、2010年6月23日)

「人権に関する団体、組織および活動家」も参照のこと。

憲法改正

4.04 米国国務省が 2010 年 3 月に公開した「背景ノート：アンゴラ編」では、以下のよう
に報告されている。

「アンゴラは 2010 年 2 月 5 日に新憲法を制定し、2 月 8 日にドス・サントス大統領が新政府に宣誓を行った。新憲法では、大統領の直接選出を考慮し、副大統領職を新しく設け、首相職が廃止された。ドス・サントス大統領は、新憲法の署名に次いで、2012 年に国政選挙を行うことを宣言した。地方選挙は次の全国世論調査の後に行われる予定である。中央政府は 18 の県を介して国を統治している。各県の知事は、大統領の意向で任命され、その任に当たる。政府は地方分権化に着手しており、閣僚会議は、2007 年 8 月に、いくつかの自治体に予算管理の権限を供与する決議を可決した。同施策は 2008 年内にすべての自治体に適用された。」[2b]

4.05 アフリカの汚職と統治に関する情報ポータルサイト (IPOC) において、2010 年 1 月 21 日付で公開されたレポートでは、以下のよう
に記されている。

「アンゴラ議会は木曜日[2010年1月21日]に新憲法を承認したが、それは、ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス (Jose Eduardo dos Santos) 大統領の 30 年の長きにわたるアフリカ最大の石油生産国の一つに対する統治を、直接投票を行うことなく、引き延ばす可能性がある。」

「本憲法は、与党が弱小で分離した野党を抑えて圧倒的多数を握る議会で、全 220 議席中、得票 186 で承認された。最大野党の UNITA は投票をボイコットした。」

「... 憲法は、その発布の前に、国の憲法裁判所および大統領によって承認される必要がある。」

「新憲章では、大統領は政府および国防軍の長として留め置かれる。首相は、大統領が国家の日常業務により関与できるように、副大統領に差し替えられる。」

「大統領は、議会投票で最大得票率を獲得した政党の長として選出される。以前の憲法では、大統領と議会は2つの異なる選挙で選出されていた。」

「アナリストは、今回の憲法はアフリカで2番目に長く君臨している支配者に、さらなる権力を付与するものであると述べている。」

『与党 MPLA は、本憲法は民主主義を拡大させると言っているが、大統領選挙の廃止および大統領への権力集中によって、全く正反対になるだろう』とルアンダの政治アナリスト Fernando Macedo は述べた。」 [11]

「憲法」も参照のこと。

アンゴラの最新ニュース報道については、以下のインターネットウェブリンクを参照のこと。

<http://www.bbc.co.uk/news/world/africa/>

<http://www.afrol.com/countries/angola>

<http://af.reuters.com/>

<http://allafrica.com/>

<http://www.irinnews.org/Africa-Country.aspx?Country=AO>

<http://www.afriquejet.com/afrique/angola-c-33.html>

5. 憲法

5.01 www.trocaire.com (アイルランドカトリック系NGO) のウェブサイト (2010年8月23日にアクセス) では、1992年憲法に替わる2010年新憲法の重要な要素について、以下のような情報を提供している。

「・大統領が直接的に選出されることはもうない。かわりに議会選挙で最多得票を獲得した政党の名簿で第一位を占める者が自動的に大統領となる。

・首相職は廃止され、行政上の責任が大統領の手中に集約された。

・大統領は憲法裁判所、最高裁判所および会計監査院 - アンゴラの高等裁判所であり公費に関する法的問題を審査する - の裁判官を任命する権限が付与されている。

・新憲法では、アンゴラの石油生産地である飛び地のカビンダの地位を現状維持とした。カビンダでは、30年以上も FLEC の分離派が自立を求めて政府と戦っている。

・土地は国に帰属する。国だけが土地の利権を付与する権限を有し、その利権はアンゴラ国民またはアンゴラ企業にのみ与えられる。

・憲法は、個人の自由に対する数多くの保証を提供し、肌の色、人種、出身民族、性別、出生地、宗教、教育レベル、経済的または社会的地位に基づく差別を禁止する。

・死刑は廃止する。

・全国オンブズマン (Provedore de Justiça) が憲法内で謳われ、行政の正義と合法性を確実なものにするために、市民の人権、自由、保証を守る権利が付与されている。」 [43]

2010年アンゴラ憲法へのインターネットウェブリンク：

<http://www.comissaoconstitucional.ao/pdfs/constituicao-da-republica-de-angola-versao-ingles.pdf>

「最近の動き」も参照のこと。

6. 政治体制

6.01 中央情報局 (CIA) 「ワールド・ファクトブック」 (2010 年 5 月 27 日付) では、「アンゴラは、大統領制を有する多党制民主主義の共和国である。政府は、行政、立法および司法からなる。現大統領はジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス (José Eduardo dos Santos) である。アンゴラ議会は一院制の国民議会であり、220 議席を有する。国民議会の議員は任期 4 年で比例代表選挙により選出される」と述べられている。[3]

6.02 米国国務省が 2010 年 3 月 22 日に公開した「背景ノート：アンゴラ編」では、以下のように述べられている。

「アンゴラは、大統領、副大統領および 85 名の任命大臣と副大臣によって統治されている。政治権力は大統領職に集中している。行政府は、大統領 (国家および政府の長)、副大統領、国務大臣および閣僚会議で構成される。閣僚会議は、すべての政府大臣と副大臣からなり、政策課題について協議するため、定期的に行われる。大統領、閣僚会議およびその分野の管轄を有する個々の大臣は、命令によって立法措置をとることができる... 中央政府は 18 の県を介して国を統治している。各県の知事は、大統領の意向で任命され、その任に当たる。」 [2b]

「政治的所属」に関するセクションも参照のこと。

人権

7. 概説

7.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発表した「*2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、序論で以下のように記されている。

「政府の人権に関する記録[2009 年]は、依然としてずさんであり、深刻な問題が数多くある。人権侵害には次のものが挙げられる。あらゆる職位の役人を選挙で選ぶという市民権の剥奪、警察、軍隊および民間治安部隊による非合法の殺人、治安部隊による拷問、殴打、性的暴行、刑務所の過酷な状況、恣意的な逮捕と拘禁、役人の汚職と刑事免責、司法の非効率さと独立性の欠如、長期間の公判前勾留、適正手続きの欠如、言論、報道、集会および結社の自由に対する規制、補償のない強制的な立ち退き、女性や子どもに対してなされる差別、暴力および虐待。」 [2a] (序論)

7.02 アムネスティ・インターナショナルが 2010 年 5 月に発行した「*年次報告書 2010*」では、以下のように記されている：

「政府は、社会住宅の提供に関する公約を引き続き掲げている。しかしながら、強制的な立ち退きは依然として続いており、近年にも大規模な立ち退きが実施された。裁判なしの死刑、過剰な力の行使、恣意的な逮捕と拘禁、さらに警察による拷問や虐待が報告された... 警察は、過剰な力の行使や裁判なしの死刑をはじめとする人権侵害を行い続けている。裁判にかけられた役人は少数であり、過去の人権侵害に対して講ぜられた措置に関しても、入手できる情報はごくわずかであった... 警察による恣意的な逮捕や拘禁が報告された。逮捕のほとんどで、過剰な力の行使がみられた。さらに、ルンダ・ノルテ県では、警察が拘留者に拷問や虐待をしていたと伝えられた... ジャーナリストは、訴訟や制約という形で嫌がらせを受け続けている。少なくとも 3 人のジャーナリストがメディア濫用のかどで告発され、ある者は名誉棄損の罪で執行猶予の判決を受けた。」 [5a]

7.03 フリーダムハウスが 2010 年 5 月 3 日に発表した「*世界の自由度 2010*」報告書では、以下のように指摘されている。

「アンゴラは選挙による民主主義国家ではない。2008 年 9 月に遅れに遅れて行われた議会選挙は、国民の意志を広く反映すべきものであるにもかかわらず、自由公正ではなかった。220 の議席を有する国民議会は、4 年任期の議員からなり、権限をほとんど持たず、立法の 9 割は行政府で行われる... 大統領選挙は、1997 年以降、繰り返し延期され、再び 2009

年まで見送られた。」

「2002年以後はメディアの制限がいくらか緩和されたが、ジャーナリストは、表現の自由が憲法上で保障されているにもかかわらず、当局による解雇、拘禁、法的制裁に脅かされ、自己検閲を余儀なくされている。大統領または彼の代理人に対する名誉棄損および誹謗中傷は刑事犯罪であり、懲役刑または罰金刑に処せられる。2006年のメディア法では、テレビ放送の国家独占を廃止し、公共放送の創設を求め、誹謗中傷および名誉棄損の裁判でジャーナリストが弁護材料として事実を利用することが認められた。しかしながら、この法律は、情報に対するジャーナリストの『義務』とアクセスに関する煩雑な登録要件と制限規則を含んでいる。さらに、法の履行を求める法律は、2009年末まで、ほとんど可決されていない。」

「... 憲法は集会と結社の自由を保障している。内部における取り締まりが一般化しているが、当局は、野党のルアンダでの抗議行動を次第に認めてきている。ストライキおよび組合を結成する権利も憲法で規定されているが、MPLAは労働運動を制御しており、ごく少数の単一組合が存在するだけである。何百もの非政府組織(NGO)がアンゴラで活動しているが、その多くが政治改革、政治の説明責任および人権擁護を求めている。とりわけ、教会が発言力を増してきている。しかし、政府は、折に触れて組織を閉鎖すると脅している。」

「長期間の公判前勾留が常態化し、受刑者は拷問や極度の過密状態、性的暴行、恐喝にさらされ、基本的なサービスも受けられない。資源や人権教育が拡大しているにもかかわらず、治安部隊は、何の罪にも問われることなく、虐待を続けている。」 [13]

さらなる詳細については、ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ワールドレポート2010」を参照のこと。

<http://www.hrw.org/en/node/87450>

特定の人権問題に関する情報については、「逮捕と拘禁 - 法律上の権利」、「刑務所の状況」、「治安部隊による人権侵害」、「言論と報道の自由」、「信仰の自由」を参照のこと。

8. 治安部隊

概要

8.1 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「国家警察は内務省によって統轄され、国内の治安と法の執行にあたる。内部情報機関は大統領官邸の直属であり、国家安全保障の機密事項について調査する。FAA[アンゴラ共和国軍]は対外安全保障を担うだけでなく、国境警備や不法入国者の追放、カビンダの反政府FLEC諸派に対する小規模の戦闘をはじめとする国内治安の責務を負う。」

「精鋭部隊に配属された者以外の警察官は賃金が低く、一般市民を恐喝することで副次的収入を得る行為が一般化している。汚職と刑事免責は、依然として深刻な問題である。」[2a] (セクション 1d)

「治安部隊による人権侵害」も参照のこと。

国防軍

8.2 「ジェーンズ・センチネル国別リスク評価」(2010年1月26日付)の「アンゴラ共和国軍」セクションでは、アンゴラ共和国軍について、以下の情報を提供している。

「アンゴラ共和国軍 (FAA) は、長期にわたる内乱で共産主義の支援を受けたアンゴラ解放人民運動 (MPLA) 軍から創設され、当初はアンゴラ解放人民軍 (FAPLA) として知られた。現在の兵力は、陸軍が主力であり、30あまりの連隊と100,000人を越える兵員からなり、中央アフリカまたは南部アフリカで最大規模の常備軍である。空軍もまた、サハラ以南のアフリカ地域では最大規模のうちの1つであり、1990年代後期以降、大量でかなり近代的な設備を享受している。これとは対照的に、海軍は十分に発展しておらず、1990年代半ばにはソビエトから供給された当初の設備が老朽化したため、基本的に海岸基地所属の軍隊となっている... 陸軍は国防軍の大部分を占め、約100,000人の兵員を有し、これに空軍と海軍が続き、それぞれ7,000人と890人の兵員を有する。文民統制はルアンダの国防省を通じて行われる。アンゴラは4つの軍事区域(北部、東部、南部および中部)に分けられ、さらにルアンダ以外の各17県に指揮命令系統がある。」

「国防軍総管理局 (IGFAA) は、FAA および国防省機関の適切な運営を管理し、監督し、

保証する責務を負い、人的・物的・財政資源の管理を行う。IGFAA は 1991 年から存在するが、2006 年 4 月によりやく公式に設立された。」[7]

治安部隊による人権侵害

8.03 アムネスティ・インターナショナルが国際連合人権理事会に提出したアンゴラの国連普遍的定期審査に対する提言（2009 年 9 月）では、「2003 年、アンゴラの国家警察は、警察の職業意識の改善を目的として、近代化と開発に関する 10 年計画を立ち上げた。それ以後、警察の行為に若干の改善がみられたが、依然として、恣意的な逮捕と不当勾留、拷問と虐待、警察留置所での死亡、裁判なしの死刑および警察による過剰な力と銃器の行使が報告されている。」[5c]と記述されている。

アムネスティ・インターナショナルの提言へのインターネットウェブリンク：

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR12/005/2009/en/84202b5f-9f2a-4082-ab4c-85011df682c8/af120052009eng.html#sdfnote15sym>

恣意的な逮捕および拘禁

8.04 アムネスティ・インターナショナルは、2009 年の事象を取り扱った「年次報告書 2010」（2010 年 5 月発行）で、「警察による恣意的な逮捕および拘禁が報告された」と述べている。[5a]米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「不当な逮捕および勾留は、依然として深刻な問題である。不当勾留者の釈放を確保するために、各 NGO が努力を続けている。NGO の報告によれば、この 1 年間[2009 年]で 500 件を越える不当勾留があった。2008 年には、700 件もの不当勾留が市民から NGO に報告された。NGO は、無料の法的支援を求める不当勾留者の血縁者から、毎日、陳述書を受けていると述べた。さらに、警察が市民を長期間、罪状もなく拘禁したり、裁判官との面会を禁止したりした後、釈放するということがしばしばあるとも伝えている。」

「ルンダ・ノルテ県、ルンダ・スル県およびビエ県などの鉱業県では、政府治安部隊がトランジットセンターで不法入国者とその家族を拘禁し、彼らはそこで治安部隊による組織的な性的暴行や体腔捜査を受け、さらに食料や水を奪われた状態に置かれていると各国際機関が報告している。」

「治安部隊員は、野党員を恣意的に逮捕している。たとえば、2008 年 8 月には、治安部隊

が、野党のアンゴラ民主支援進歩党に所属する 13 名の党員を別の野党のためにパンフレットを配布したかどで逮捕した。検察官が誤った告訴であることを認めたため、ルアンダ地方裁判所は訴訟を棄却した。」 [2a] (セクション 1d)

拷問

8.05 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発表した「*2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように記されている。

「憲法と法律でこのような行為は禁止されている。しかし、政府治安部隊は人々を拷問し、殴打し、虐待している。警察署における尋問中の殴打やその他の虐待が一般的に報告されている。メディアは、10 月 9 日 [2009 年]、国家警察隊の元警察官 7 名が刑務所内で取調べを受けている最中に拷問にかけられたと主張していると報じた。」

「2007 年には、恣意的拘禁に関する国連作業部会 (UNWGAD) が、数多くの拘留者に明らかな拷問の痕が見られることを報告した。警察およびその他の治安部隊が責任を問われることは滅多にない。政府が数人の違反者を行政的に処分しているが、この 1 年間に、訴訟は 1 件も行われていない。」

「軍隊による虐待は続いている。NGO やマスメディアは、カビンダおよびルンダ・ノルテでの治安部隊による暴力を報告した。人権 NGO によれば、カビンダでは、暴動鎮圧作戦中に、FAA 軍が FLEC と協働した疑いのある市民を不当に拘禁し、殴打し、脅迫していた。」 [2a] (セクション 1c)

8.06 アムネスティ・インターナショナルが国際連合人権理事会に提出したアンゴラの国連普遍的定期審査に対する提言 (2009 年 9 月) では、以下のように記されている。

「過去 4 年間で報告された拷問と虐待の訴訟は減少しているが、その行為は引き続き報告されており、特に警察の留置所内で継続している。少なくとも 1 つの事例で、拘置中の死亡が発生した。2007 年 2 月に、魚が入った箱を盗もうとしたとの店主の訴えを受け、警察官が Francisco Levi da Costa と 2 名の者を逮捕した。警察はこの 3 名をルアンダ第 8 警察署に連行し、4 日もの間、殴打し続けた。伝えられるところでは、Francisco Levi da Costa は、頭に殴打を受けて意識を失ったが、警察は釈放されるための見せかけだと非難した。4 日後、彼は留置所内で死亡した。誰一人として、彼の死の責任を問われていない。」 [5c]

超法規的処刑・殺人

8.07 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、2009年の事象について、以下のように記されている。

「政府またはその諜報員が政治的動機によって殺人を犯したとの報告は1件もなかったが、人権擁護活動家と国内メディアは、この1年間で、治安部隊が2人を恣意的に殺害したと報告した。2008年には、治安部隊が23人を恣意的に殺害している。」

「国内メディアと現地の人権擁護活動家は、警察の過剰な力の行使により殺人が起こっていると報告した。」

「9月12日[2009年]、ルアンダの警察は薬物販売の罪に問われた男性を拷問にかけた。男性は逮捕されていたが、警察は医療支援を拒否した。その後、彼はひどい挫傷と虐待により、留置所内で死亡した。警察の県司令官は調査を要請したが、年末になっても、新たな情報はない。」

「9月22日[2009年]、警察は、ポルト・アンボインで、公開議論に対して一人の男性市民を逮捕し、拷問にかけた。その後、彼はひどい挫傷と創傷が原因で死亡した。年末になっても、調査は行われていない。」 [2a] (セクション 1a)

8.08 アムネスティ・インターナショナルが国際連合人権理事会に提出したアンゴラの国連普遍的定期審査に対する提言（2009年9月）では、以下のように記されている。

「警察は、抗議行動の解散、強制的な立ち退き、逮捕の実行などのさまざまな場面で、過剰な力を行使している。いくつかの場合では、その力と銃器の行使が裁判なしの死刑に帰している。たとえば、2008年7月には、7人の警察官グループが白い覆面車両で **Largo da Frescura** 地区に赴き、8人の若者に対して発砲して、8人全員を殺害した。警察官らは、武装強盗の疑いがある若者グループがその地区にいるという通報を受けて、そこに行ったところ、若者らが自分たちに向けて発砲したため、自己防衛のために余儀なく撃ち返し、その過程で若者が死亡したと主張した。この銃撃戦で負傷した警察官は一人もいなかった。一方、この事件の目撃者は、武装した警察官らが若者らにうつぶせになるように指示し、彼らが地面に横たわっているところに発砲して、彼らをその場に残したまま車で走り去ったと述べた。7人の警察官はこの事件に関連して逮捕されたが、今日までに裁判は行われていない。」 [5c]

カビンダで発生した人権侵害

8.09 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、「カビンダ飛び地解放戦線（FLEC）反対派の散発的な攻撃とアンゴラ共和国軍（FAA）による暴動鎮圧作戦がこの1年間も続いているが、2006年に調印されたカビンダ県の平和と和解に関する覚書によって、カビンダ県での反政府活動は概ね終結を迎えた」と述べられている。[2a]（セクション1a）

8.10 ヒューマン・ライツ・ウォッチが2009年6月22日に発表したレポート「*窮地に追い込まれて*」では、治安部隊がカビンダで行った人権侵害に関して、以下のように記されている。

「石油資源に恵まれたアンゴラの飛び地であるカビンダで、2007年9月から2009年3月にかけてアンゴラ軍部および諜報員によって逮捕された少なくとも38人が、軍部の留置所内で拷問および残虐ないし非人道的な扱いを受け、公正な裁判を受ける権利だけでなく、適正手続きの基本的な権利さえも拒否された。拘留者は、当局によって、分離派反対運動と関係したカビンダの武装対立グループに関与した罪で告訴されている。」

「カビンダにおける武力衝突の激しさは、2002年から2003年に行われた大規模な暴動鎮圧作戦の結果、沈静化しており、政府はカビンダ飛び地独立解放戦線（FLEC）反対派との和平合意が調印された2006年をもって、カビンダ闘争は終結したと公式に宣言した。しかし、独立運動はまだ解決しておらず、散発的なゲリラ攻撃が続いている。」[12b]

8.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチが2010年1月に発表した「*2010年ワールドレポート*」では、治安部隊がカビンダで行った人権侵害に関して、以下のように記されている。

「カビンダでは、人権調査が依然として制限されており、特に内部では顕著である[2009年中]。政府は、FAAが行った拷問およびその他の人権侵害に対する申立てについての独立した調査の要求に応じておらず、拷問に加担した者は起訴されていない。」

「2007年9月以降、軍部は40人を越える反政府行動の容疑者を恣意的に逮捕している。容疑者のほとんどが、長期間の隔離拘禁中に、自白の強要を目的とした拷問と虐待を受けたと主張している。容疑者らは最終的に一般刑務所に移送され、『国家の安全に対する犯罪』と関連するその他の犯罪で起訴されたが、複数の訴訟で適正手続きの権利が拒否された。」[12a]

「カビンダ県」も参照のこと。

申立ての手段

8.12 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、2009年の事象について、以下のように記されている。

「大部分の告訴が国家警察内で内部の懲戒手順に従って処理され、時には罷免を含む公式な処罰が下されることもあった。しかしながら、政府は、調査を迅速に行い、容疑者を罰するための仕組みを構築せず、内部調査の結果が公に発表されることは滅多にない。」 [2a] (セクション 1d)

治安部隊の刑事免責と訴追

8.13 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、「政府は数人の人権侵害者を起訴したが、刑事免責は依然として問題になっている。治安部隊の虐待に関する調査結果は、ほとんど公表されていない」 [2a] (セクション 1a) と指摘されている。同件について、アムネスティ・インターナショナル「*年次報告書 2010*」では、「[人権侵害のかどで]裁判にかけられた役人は少数であり、過去の人権侵害に対して講ぜられた措置に関しても、入手できる情報はごくわずかであった」と記されている。 [5a]

8.14 アムネスティ・インターナショナルが国際連合人権理事会に提出したアンゴラの国連普遍的定期審査に対する提言 (2009年9月) では、以下のように記されている。

「当局は、大多数の訴訟[人権侵害]で、人権侵害の責任を負う警察官を裁判にかけず、何が起こったのかという事実を確立せず、被害者への十分な補償を確保していない。」「警察の説明責任のための仕組みは、被害者に対して極めて無反応であり、人権侵害の発生を防げず、それが発生しても警察官を裁判にかけていない。」 [5c]

8.15 ロイター通信社が2010年3月22日に報じた通り、アンゴラ裁判所は、2010年3月に、8人を不当に殺害したと伝えられている7人の警察官に有罪判決を下した。

「月曜日[2010年3月22日]、アンゴラの警察官7人が、貧しい地域で8人を殺害した罪で、それぞれ懲役24年の判決を受けた。蔓延した警察の残虐行為に終止符を打つための取組みの重要な前進であるとアナリストは見ている。」

「Salomao Filipe 裁判官は、2008年7月に、犯罪が多発するルアンダの Sambizanga 地区

で、警察官が若者グループに顔を下にして地面に伏せるよう命令し、至近距離から彼らに発砲したことが裁判によって証明されたと語った。」

「5人の被害者が即死し、3人が病院へ搬送中に死亡した。彼らのうちの1人が重傷で死亡する前に、警察官のうちの2人を何とか特定した。」

「警察の捜査中に行われた発砲は、犯罪組織の暴力を止めることを意図していたが、容疑者らが殺害の実行を命令されていたという証拠は何もないと裁判官は語った。」

『若者らが犯罪者であると被告人らは信じていたかもしれないが、その行動は正当と認められない』と Filipe 裁判官は語った。『被告人はみな、懲役 24 年の刑を受けるだろう。』

「... 米国国務省『2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編』では、石油産出国の人権に関する記録は依然としてずさんであることが述べられ、『警察による非合法の殺人』をはじめとする深刻な問題を数多く列挙している。」

「しかし、月曜日に下された判決が地元メディアで広く報道されたことは、警察の残虐行為を止める新しい決意の表れであるだろうと複数のアナリストは語った。」 [38b]

9. 兵役制度

法令

9.1 2008年5月に発行された子ども兵（NGO）の「グローバル・レポート 2008」によると：

「憲法によれば、国を守ることは、あらゆる市民の権利および最も重要な義務であり、兵役は義務であり、それを実現するための方法は法律により定められる。法律第 1/93 号によれば、20 歳から 45 歳までのすべての男性に兵役の義務がある。20 歳以上の女性も自発的に入隊することができる。徴募は 18 歳で始まり、軍の国勢調査に基づいて登録される。未登録の者には、不特定の処罰（実際には罰金の支払い）が科される。」

「法律第 1/93 号の第 8 条第 3 項によれば、国民議会には、国家の非常事態である場合および閣僚会議の要請により、18 歳以上の市民に対して軍事召集令を発する権限が付与されている。同法律ではまた、兵役は 2 年間であるが、必要があり、『兵役条件が許す』のであれば、国民議会は、その期間を 1 年単位で延長または短縮することができると規定されている。良心的兵役拒否者には市民労役を行うことが法律で定められている。1996 年 12 月 13 日付の兵役志願に関する法令第 40/96 号では、自発的入隊の最低年齢を 18 歳と規定している。」 [8]

徴募

9.2 国際良心と平和のための税が戦争抵抗者インターナショナルのウェブサイト上に公開し、国際連合人権理事会の普遍的定期審査に提出した 2010 年 2 月の報告書では、以下のよう

に記されている。

「防衛省は毎年 1 月に命令を発行し、18 歳を迎えた男性市民に[兵役のための]登録を促している。たとえば、2009 年には、アンゴラの居住者か非居住者かを問わず、1991 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に生まれたすべての男性市民に召集状が送られ、1 月 12 日から 2 月 28 日までの間に登録するよう求められた。」

「分離独立派 FLAC[FLEC]に対する闘争がカビンダの飛び地で継続していたが、UNITA との内戦が終結したことで、徴募は一時中断された。2002 年や 2003 年には、召集令が出されなかった。しかし、年次召集が 2004 年 1 月に再開し、2005 年には、これまで登録していなかった 1981 年から 1986 年の間に生まれたすべての者に対して、登録のための召集令が送付された。1970 年から 1974 年の間に生まれた者（言い換えれば、年齢上限に近付

いている者)も『軍事情勢を安定化させる』ために召集された。」

「カビンダでの軍事的対立がほぼ終結したことを受けて、徴募が中止されたという報告は今のところない。」[4]

兵役忌避に対する処罰

9.3 国際良心と平和のための税の報告書では、以下のように記されている。

「1994年1月28日付第4/94号の軍刑法(Lei dos Crimes Militares)第29条によれば、兵役の報告を怠った者 - 良心的兵役拒否者を含む - は、懲役2年の刑罰の後、通常の2倍の期間、すなわち4年間の兵役に処せられる。」

「実際には、これに該当する者が捕えられると、処罰として、2週間か4週間足らずの訓練もしくは訓練なしで戦地勤務に送られることがあると言われている。これは、非業の死を遂げるリスクを増加させるものであると見なされるべきである。」

「脱走兵は、平時には2年から8年、戦時には8年から12年の懲役刑が下されることになっている。実際には、内戦中の脱走兵は、即時処刑か前線に配置されたと言われている。」[4]

良心的兵役拒否

9.4 国際良心と平和のための税では、さらに、以下のように記されている。

「法律第1/93号第10条第5～7段落(第1～4段落は存在しないようである)では、兵役義務がある者で良心的兵役拒否を行う者は、特定の施行規則に従って、適切な市民労役を行うと記述されている。」

「知られている限りでは、そのような規則は一度も公表されておらず、アンゴラの良心的兵役拒否者は誰一人として、代替の市民労役を行っていない。実際のところ、良心的兵役拒否者は兵役から解放されておらず、兵役免除は、兵役登録をした上で、身体に障害をもつ者や重症な疾患をもつ者、学業期間中の学生に対してのみ適用されているとアンゴラの反軍国主義団体は主張している。」[4]

10. 司法制度

組織

10.01 アンゴラ政府が国際連合人権理事会の普遍的定期審査作業部会に提出した 2009 年 12 月の報告書では、司法制度は以下の複数の裁判所から構成されると記されている。

「(a) 憲法裁判所は憲法問題を扱う最高権威である。

(b) 最高裁判所 - 全国および管轄権が異なる地域に及ぶ場合に司法権を行使する。複数の所に分割され、さらに複数の部に細分されている。

(c) 地方裁判所 - 一般的な権限を有する 19 の地方裁判所であり、それぞれの県で司法権を行使する。複数の所に分割され、さらに複数の部に細分されている。

(d) 自治体裁判所 - 19 の裁判所が、それぞれの自治体で司法権を行使し、懲役刑や同等の罰金刑に相当する刑事訴訟事件を取り扱う権限を有する。また、上限 100,000 クワンザに値する民事事件も取り扱う。

(e) 軍事裁判所 - 基本的に軍事犯罪を取り扱う。高等軍事司法審議会、最高軍事裁判所、地方および地域の軍事裁判所からなる。」 [35a] (p4)

10.02 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「最高裁判所は、公式の司法制度の頂点に立ち、18 の地方裁判所と限られた数の自治体裁判所を管理する。議会による承認を受けることなく、大統領が最高裁判所の終身裁判官を任命する。最高裁判所は、概して、政治犯罪および保安犯罪の疑いがある訴訟の審問を行っている。防衛省は軍事裁判所で一般市民を裁いている... 政府は 2008 年 6 月に、憲法問題の司法審査を行い、選挙過程を監督するため、7 人の裁判官からなる憲法裁判所を創設した。裁判官は、大統領が 3 人、議会が 3 人、最高裁判所が 1 人を指名し、全裁判官が 7 年の任期を務める... 農村地域では、市民の対立を解決する手段として、非公式の裁判が主な制度として残っている。伝統的指導者 (sobas) も地域の事件を審理し、判決を下している。これらの非公式な制度は、公式の司法制度と同一の公正な裁判を受ける権利を市民に付与していない。それどころか、それぞれの地域社会が居住している場所で現地の規則を

制定している。」

「大多数の自治体が検察官または裁判官を有していなかったため、地方警察が調査官、検察官および裁判官の役割を果たしていた。国家警察および FAA は内部法廷制度を有しているが、概して外部調査を制限してきた。これらの組織に所属する者は、その内部規定に従って裁判にかけられるが、刑法違反または民法違反を含む訴訟は、地方裁判所の管轄に属することもある。」 [2a] (セクション 1e)

独立性

10.03 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、「憲法は独立した司法制度を規定している。しかし、司法制度は、依然として人員不足で効率が悪く腐敗しており、行政的および政治的影響を受けている」 [2a] (セクション 1e) と指摘されている。

10.04 フリーダムハウスが 2010 年 5 月 3 日に発表した「*世界の自由度 2010*」報告書では、以下のように指摘されている。

「裁判所が政府に不利な判決を下すことも間々あるが、司法制度は広く行政的影響を受けている。最高裁判所の裁判官は、議会の意見や承認を得ることなく、大統領により終身任命される。一般的に裁判所は、訓練やインフラの欠如、大量の未処理の訴訟、腐敗によってその業務を妨げられている。」 [13]

公正な裁判

10.05 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように指摘されている。

「法律は公正な裁判の権利を規定している。しかしながら、政府は必ずしもこの権利を尊重していなかった。被疑者は、告訴される際、裁判官と被告弁護人の立会いがなければならない。被告人は、判決が下されるまで、無罪とみなされる。各裁判所が非公開手続きを行う権利を有するが、裁判は法律に基づいて常に公開である。陪審は用いられていない。被告人は、時宜に即して、弁護人を立会わせ、弁護人に意見を聞く権利を有する。法律では、経済的に恵まれない被告人が重大な刑事責任に問われた場合、公費で弁護人を附することを命じている。ルアンダ以外の地域では、有資格者が不足しているため、ほとんどの場合で国選弁護人は専門教育を受けた弁護人ではなかった。被告人は、その告訴人と対面する権利を有しない。被告人は、自らに不利な証人に質問することができ、自分に有利と

なる証人および証拠を提示することができる。政府は、必ずしもこれらの権利を実際には尊重していなかった。」

「被告およびその弁護人は、訴訟に関連する政府保有の証拠にアクセスする権利がある。さらに、被告は上訴する権利を有する。判決に不服がある場合、弁護士および検察官は上訴することができるが、上級裁判所だけが判決を変えることができる。しかしながら、政府は、必ずしもこれらの権利を実際には尊重していなかった。」 [2a] (セクション 1e)

11. 逮捕と拘禁 - 法律上の権利

11.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発表した「*2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように指摘されている。

「現行犯が令状なしで即時逮捕されることもあるかもしれないが、法律では、逮捕に先立ち、裁判官または判事に令状の発行を命じている。しかしながら、治安部隊は必ずしも人を勾留する前に逮捕令状を取得していなかった。憲法では勾留の適法性についての司法決定を促す権利が規定されているが、当局がこの権利を尊重していないことが実際にしばしばあった。」

「法律では、勾留者は自らに対する告訴について 5 日以内に通知されること、あるいは検察官が被疑者に帰宅を許可し、地元警察に監視令状を付すことが規定されている。これは大抵の場合、実際に行われた。」

「軽犯罪の場合、被疑者は公判前に 30 日間勾留される場合がある。重犯罪の場合、検察官は公判前勾留を最大 45 日まで延期することができる。実際には、当局はいつもこの上限を超過していた。」

「軽微な犯罪に対して広く利用された、機能的だが無益な保釈制度が存在していた。囚人とその家族は、留置所職員が囚人の釈放のために賄賂を要求したと伝えている。」 [2a] (セクション 1d)

12. 刑務所の状況

12.01 米国国務省が2010年3月11日に発表した「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように指摘されている。

「刑務所の状況は、過酷で生命を脅かすものであった。NGOは、刑務所職員が拘留者を日常的に殴り、拷問していると伝えた。UNWGADは、2007年に、複数の囚人にインタビューを行ったが、明らかに拷問、飢餓および虐待の痕が見られた。現地の人権擁護NGOも、その年に刑務所を視察した際に、同様の状況を報告している。」

「過密状態や医療、公衆衛生、飲料水および食料の不足により、数人の囚人が死亡した。家族にとって、食料を囚人に届けるのは一般的なことであるが、食料を届けるのを条件に、看守が賄賂を要求していた。特に地方刑務所では、病気で数人の囚人が死亡した。刑務所の状況は都市部と農村地域で大きく異なった。」

「2008年3月に国家犯罪捜査部(DNIC)の建物が崩壊し、31人の収容者が死亡した。すべての警察官が建物の崩壊前にそこから避難した。しかしながら、囚人らは待機房から解放されなかった。」

「2007年の激しい刑務所暴動で少なくとも2人の囚人が死亡したことを受け、政府は過密状態の緩和に取り組んだ。しかしながら、国の刑務所制度では、計画された人数の5倍以上の囚人が収容され続けた。ルアンダの中央刑務所は600人が収容できるように建設されたが、暴動以前では3,300人の囚人を収容していた。囚人数は、2007年末までに、約1,000人まで減少した。しかしながら、現地の人権擁護NGOは、ルアンダから地方へ囚人を移送することで、地方刑務所の過密化が深刻化していると刑務所視察中に指摘した。現地の人権擁護NGOは、150人用の施設に690人の囚人を収容しているルバンゴの過密した刑務所について報告した。さらに、ウアンボとヴィアナの両都市にある刑務所も極めて過密であった。」

「慢性的に所得が低い刑務所職員は、囚人からの盗みおよびその家族からの金銭強要により、自らの生計を立てている。刑務所の看守は、囚人にその権利が与えられている週末許可に対して金銭を要求していた。刑務所職員が非公式の保釈制度を行い、手数料を得て公判期日まで囚人を釈放しているという報告が未だ絶えない。」 [2a] (セクション 1c)

12.02 フリーダムハウスが2009年の事象を取り扱い、2010年5月に発表した「*世界の自由度 2010*」では、「長期間の公判前勾留が常態化し、受刑者は拷問や極度の過密状態、性的

暴行、恐喝にさらされ、基本的なサービスも受けられない。」[13]と述べられている。

12.03 アンゴラ政府が国際連合人権理事会の普遍的定期審査作業部会に提出した 2009 年 12 月の報告書では、以下のように記されている。

「アンゴラの刑務所制度は、近代化し発展している。今の主要課題は、拘留者の社会復帰である。2006 年 12 月までは、9,829 人の全受刑者のうち、5,083 人が刑期を務め、残りは公判前勾留中であった。2009 年 9 月では、16,183 人の受刑者がおり、そのうちの 711 人で公判が進行中であった... 囚人は、市民的及び政治的権利に関する国際規約とアンゴラの監獄法のもとに、国連『被拘禁者取扱いのための標準最低規則』の原則に従って、性別、年齢、法的状況、国籍および病理に基づいて分類され、分離されている。また、アンゴラの監獄法では、治療、学校教育、職業技術訓練および社会奉仕のプログラムや種々の活動における 16 歳～18 歳および 18 歳～21 歳の若い拘留者の監視に優先順位を付け、拘禁および刑罰の執行にどの施設が適しているかについて規定している。妊娠した女性および乳幼児をもつ女性受刑者は、幼児が 3 歳になるまでは子どもと一緒にいられるように、特別の待遇を受ける... 真の刑務所改革を実現するために、アンゴラ政府は、立法、構造および組織に関する一連の施策を可決しており、それには、新監獄法（8 月 29 日付第 8/08 号）、刑務所勤務職についての規則（12 月 24 日付法令第 43/99 号）、収監施設の労働組織を管理する規程（10 月 1 日付法令第 64/04 号）および欧州連合から融資を受けた、PIR-PALOP 協力プログラムによる刑務所の所長、社会福祉指導員および看守に対する訓練などが挙げられる。さらに 6 つの刑務所が新設された。カビンダおよび Kaquila にある 2 つの刑務所がすでに運用されており、ルンダ・ノルテ、カシト、ンバンザ＝コンゴおよびソヨにある刑務所は、完成して、現在整備が行われている。」[35a] (p6～7)

アンゴラの刑務所に関する詳しい情報については、以下のインターネットウェブリンクを参照のこと。

http://www.kcl.ac.uk/depsta/law/research/icps/worldbrief/wpb_country.php?country=2

13. 死刑

13.01 アムネスティ・インターナショナル (AI) が 2010 年 3 月に発表した「2009 年の死刑判決と死刑執行」報告書では、アンゴラの法律は、いかなる犯罪に対しても死刑を規定しておらず、『すべての犯罪に対する廃止論者』の部類に入る。」[5b]と記されている。2010 年 1 月 19 日付のアンゴラ通信の報道によれば、2010 年の新憲法第 59 条で死刑が禁止されている。[36]

14. 政治的所属

このセクションは、「人権に関する団体、組織および活動家」と「言論と報道の自由」とがあわせて参照されるべきである。

政治的表現の自由

14.01 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、「市民は平和的にその政府を変える権利を有すると法律で規定されている。2008年、市民は議会議員を選出する権利を行使したが、国家の長および地方首長を選出する権利は依然として制限されていた。」[2a] (セクション3) と記されている。

14.02 フリーダムハウスが2009年の事象を取り扱い、2010年5月に発表した「*世界の自由度2010*」では、以下のように述べられている。

「アンゴラは選挙による民主主義国家ではない。2008年9月に遅れに遅れて行われた議会選挙は、国民の意志を広く反映すべきものであるにもかかわらず、自由公正ではなかった。220の議席を有する国民議会は、4年任期の議員からなり、権限をほとんど持たず、立法の9割は行政府で行われる。大統領は、5年の任期を務めることになっており、首相、内閣および地方知事を直接任命する。大統領選挙は、1997年以降、繰り返し延期され、再び2009年まで見送られた。」

「2008年の議会選挙は14政党によって争われたが、選挙の枠組みが与党MPLA側に非常に有利であったため、最大野党であるUNITAを除いては、3党の少数政党のみが議席を獲得した。MPLA支持者が優位を占める国家選挙委員会(CNE)は、野党の選挙人名簿へのアクセスを拒否し、政府に同調していない国内監視員の承認を妨害した。さらに、政府は野党に対する国の助成金を規定よりも遅く公開し、MPLAは国の財源を搾取して自党のキャンペーンに当てた。ルアンダでの選挙 - 登録した有権者の4分の1から3分の1を占める - は、投票用紙の配送が遅延し、320ヶ所の投票所が開かず、本人確認を行う選挙人名簿が正常に利用できないなどの深刻な不正行為によって損なわれた。選挙に向けた政治的暴力が増加していたが、2002年以降は著しく減少しており、政府は各地で行われる反対集会の保安業務を行った。」[13]

「政治体制」および「言論と報道の自由」も参照のこと。

結社と集会の自由

14.03 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「憲法および法律は、集会の権利を規定している。しかし、政府はこの権利を折に触れて制限した。」

「法律では、公開または非公開の集会が行われる3日前に、地方行政官に書面で通知することが求められている。しかしながら、政府は、治安上の懸念やその配慮を主張することで、集会を禁止することがしばしばあった。参加者は『個人および主権国家に払われるべき敬意と配慮に対する違反』に問われる場合もあった。政府側の集会申請は、常に、遅滞なく許可された。一方、抗議運動、デモ、野党集会の申請は、ほとんどの場合、要請された時期または場所に問題があるという政府の主張に基づいて、たびたび拒否された。またある時には、政府は申請に対応せず、当局がデモ参加者に対して、許可なしの集会開催のことで逮捕すると脅すことができるようにしていた。」

「... 憲法および法律は、結社の権利を規定しており、政府は概してこの権利を実際に尊重した。政府は、治安上の理由により、私的結社の登録を合法的に拒否できる。NGOの登録手順に関しては、大幅で説明のつかない遅延が、依然として問題となっている。たとえば、2000年から2006年の間に設立された5つの市民団体連合（正義・平和・民主主義のための同盟（AJPD）、人権調整協議会、SOS-Habitat、Maos Livres および Omunga）が、年末の時点で、司法省からの活動許可証を未だ有していない状態である。」

「政府は、破壊的と思われる結社を、組織的活動の許可の付与を拒絶することで、恣意的に制限することが時折あった。この1年間では、会合を企画し、開催することが野党にも一般的に認められるようになった。しかしながら、野党幹部は、党の会合する権利を自由に行使するには小さな妨害があると引き続き報告している。」 [2a]（セクション 2b）

14.04 フリーダムハウスが2009年の事象を取り扱い、2010年5月に発表した「世界の自由度2010」では、以下のように記されている。

「憲法は集会と結社の自由を保障している。内部における取り締まりが一般化しているが、当局は、野党のルアンダでの抗議行動を次第に認めてきている。ストライキおよび組合を結成する権利も憲法で規定されているが、MPLAは労働運動を制御しており、ごく少数の単一組合が存在するだけである。何百もの非政府組織（NGO）がアンゴラで活動しているが、その多くが政治改革、政治の説明責任および人権擁護を求めている。とりわけ、教会

が発言力を増してきている。しかし、政府は、折に触れて団体を閉鎖すると脅している。2008年には、政府が国連人権高等弁務官の地方代表に活動を停止し、国から去るように命じた。その年の選挙に先んじて、政府は、現地の正義・平和・民主主義のための同盟(AJPD)を法規違反で告発し、団体を閉鎖すると脅した。2009年9月に憲法裁判所が審理を行ったが、判決は年末の時点で未定である。」[13]

14.05 アムネスティ・インターナショナルが国際連合人権理事会に提出したアンゴラの国連普遍的定期審査に対する提言(2009年9月)では、以下のように記されている。

「表現および結社の自由に対する抑圧は、カビンダ県で最も顕著に表れている。2005年2月、カビンダに新しい司教が県外から任命された。これにより、県外からの司教任命に反対する多くの人々が、暴力的な抗議行動を起こした。2006年8月、政府とカビンダ対話フォーラム(Forum Cabindés para o Diálogo : FCD)はカビンダの平和と和解に関する覚書に調印し、県内の武力衝突に終止符を打った。しかしながら、カビンダ飛び地解放戦線の軍部(Frente de Libertação do Enclave de Cabinda - Forças Armadas, FLEC-FAC)、非政府団体ムパラバンダ(Mpalabanda)およびカトリック教会の数人のメンバーは、その合意は、組織から追放されたFCDの前議長によって署名されたものであり、それゆえ、もはや組織の見解を示すものではないという理由により、それを退けた。こうした状況の中で、表現の自由に対する抑圧がカビンダで起こっている。」[5c]

反政府勢力と政治活動家

14.06 米国国務省「2009年国別人権状況報告書:アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「登録された野党は96党であり、そのうちの11党が、その議会代表権に基づいた政府助成金を受け取った。96党のうち10党と4つの連合だけが、議会選挙に参加するための法的要件を満たしていた。DNICは、選挙期間中に党員に関して偽造文書を使用した政党を調査し、起訴するとすべての政党に通知した。」

「野党側は、党員が与党支持者による嫌がらせ、脅し、暴力にさらされていると述べた。5月には、FAAと国家警察は、ルンダ・ノルテから外国人を追放する際に、UNITA党員を標的にした。ウアンボでは、2月23日に、警察がUNITA党青年団の秘書官2人を拘禁したが、2人が公序を乱したというMPLA側の非難に基づいていたと思われる。警察が2人の秘書官を殴打したとUNITA幹部は主張した。1人は骨折を負い、両名とも24時間以上にわたり拘置された。UNITA幹部は、2人の釈放を確保し、警察長官から2人の警官が処罰

を受けるだろうという確約を受けた。しかしながら、年末まで、何の調査も行われていない…国内には、オヴィブンドゥ族、ムブンドゥ族およびバコンゴ族の 3 つの主要民族言語学的グループがあり、この 3 グループで人口の約 77%を占める。その他のグループも政府内で代表権を有する。議会には 6 人の少数民族グループの議員がおり、内閣には少数民族であるチョクウェ語族の閣僚が 1 人いる。大多数の政党が全国の選挙民に制限を設けていたが、すべての政党で、民族、人種または性別によって党員資格に制限を課すことが法律で禁止されている。」 [2a] (セクション 3)

(附録 B「政治組織」の一覧を参照のこと。)

15. 言論と報道の自由

15.01 2010年3月11日付の米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、表現の自由と報道の自由に関する概要が以下のように記されている。

「憲法および法律は、言論の自由および報道の自由を定めている。しかしながら、政府規則があり、ルアンダ以外での独立メディアがわずかであるため、これらの権利は実際には制限されている。たとえば、2008年9月の議会選挙までの数週間、当局は参加型の生ラジオ番組を中止した。人権擁護活動家およびジャーナリストは自己検閲を習慣的に行っていた。」

「個々の市民も自己検閲の習慣を報告したが、一般的には、直接的な報復に怯えることなく、政府を批判することができる。政府は、批判を封じ込めるために、ビジネスや雇用の機会を撤回するなどの形態により、巧妙な抑制や経済的な抑圧を加えた。」[2a] (セクション 2a)

15.02 フリーダムハウスが2010年5月3日に発表した「*世界の自由度 2010*」報告書においても、同様の概要が示されている。

「2002年以後はメディアの制限がいくらか緩和されたが、ジャーナリストは、表現の自由が憲法上で保障されているにもかかわらず、当局による解雇、拘禁、法的制裁に脅かされ、自己検閲を余儀なくされている。大統領または彼の代理人に対する名誉棄損および誹謗中傷は刑事犯罪であり、懲役刑または罰金刑に処せられる。2006年のメディア法では、テレビ放送の国家独占を廃止し、公共放送の創設を求め、誹謗中傷および名誉棄損の裁判でジャーナリストが弁護材料として事実を利用することが認められた。しかしながら、この法律は、情報に対するジャーナリストの『義務』とアクセスに関する煩雑な登録要件と制限規則を含んでいる。さらに、法の履行を求める法律は、2009年末まで、ほとんど可決されていない。」

「国は、日刊紙と国営ラジオ局だけでなく、主要なテレビ局も所有している。その一方、国内初の民営テレビ局、TV Zimbo が2008年12月に開局された。国営局は2008年の選挙に先立って与党を支持したが、民間のメディアは、公式の情報や催しへのアクセスをしばしば拒否されている。ルアンダには、独立した週刊紙やラジオ放送局が複数あり、政府を批判しているが、財源の問題が伝えられ、どの場所でも国がメディアを牛耳っている。」[13]

15.03 2010年5月11日付のBBC「*国別概要：アンゴラ編*」では、アンゴラで発行されて

いる新聞について、次のように記されている。Jornal de Angola - 国営の全国日刊紙、Angolense - 民営の週刊紙、Semanario Angolense - 民営の週刊紙、Luanda Folha 8 - 民営の週刊紙、Luanda A Capital - 民営の週刊紙、Luanda Actual - 民営の週刊紙、Agora - 民営の週刊紙、Luanda Cruzeiro do Sul - 民営の週刊紙。国営のTelevisao Popular de Angola (TPA) は、全国放送のCanal 1 と Canal 2 のテレビ・チャンネルを運営している。国営のRadio Nacional de Angola (RNA) は、Canal A、スポーツネットワークRadio 5、Radio Ngola Yetu、Radio FMステレオおよび州放送局Radio Luandaを運営している。独立したラジオ放送局も、数多く運営している。」 [6b]。

15.04 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように指摘されている。

「民間の週刊紙が12紙とルアンダに本社を置く商業ラジオ放送局が4局存在する。政府は国営のRadio Nacionalには全国放送を許可しているが、その他のラジオ放送局はすべて、所在地の県内でのみ放送が可能である。Radio Maisは、その所有者に与党と関係がある個人が含まれており、ルアンダ、ウアンボおよびベンゲラで放送している。当局は、ラジオ信号の到達範囲を広げるための中継所の使用を独立放送局に許可しておらず、独立放送局は、放送の範囲を広げたいと思う県ごとにラジオ局を開局することが、法律によって定められている。」

「独立したラジオ放送局および活字メディアは、政府を公然と批判し、時には激しく批判した。これまでの年と違って、現地ジャーナリストは、逮捕や嫌がらせに怯えることなく、政府の役人、特に大統領を批判することができた。しかしながら、政府は、免許法を介して、全国規模の独立放送を制限した。」

「... 政府は、アンゴラ公共テレビ局、国営ラジオ局、唯一の全国日刊紙アンゴラ・ジャーナル (Jornal de Angola) をはじめとする国営通信社団体に、優先的な待遇とアクセス権を与え続けた。政府所有の報道機関は、独立ジャーナリスト、野党党首および市民団体の声明、事柄または活動について、最低限しか言及しなかった。」

「2006年のメディア法により、テレビ放送の国家独占が廃止され、部分的にはあるが、FM帯域幅が独立放送事業者に開放され、ジャーナリストに対する旅行制限が解除された。とはいえ、3月26日に民間ラジオ局がウアンボ県で放送を開始した。民営テレビ局TV Zimboも2008年に運営を開始した。」 [2a] (セクション2a)

15.05 BBC「*国別概要：アンゴラ編*」(2010年5月11日付)では、以下のように指摘さ

れている。

「首都以外の場所で最も影響力をもった情報媒体であるラジオを含め、国は、すべてのメディアを全国規模で規制している。」

「ルアンダ以外の地では、テレビ放送、民間出版社およびインターネット・アクセスが非常に制限されている。アンゴラで唯一の日刊紙であるアンゴラ・ジャーナルと地上波テレビ放送 TPA は、国営であるため、政府を批判することは滅多にない。」

「国営の Radio Nacional de Angola (RNA) は、バントゥー語などの先住民言語での番組を提供する唯一の放送局である。カトリック系放送局 Radio Ecclesia などの民間放送局が多く、多くの町で営業しているが、全国に広範囲にわたって利用できる放送事業者は RNA だけである。」 [6b]

15.06 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2010 年 1 月 20 日に発表した「2010 年ワールドレポート」では、以下のように記されている。

「2008 年以降、新しい報道機関が数多く登場したが、メディア環境は依然として制限されている。メディア新法が 2006 年 5 月に制定されてから 3 年以上が経過したが、表現の自由および情報へのアクセス権に対する法的保護が改善されるだろう、その法律の重要な部分の履行を求める立法が、依然として可決されていない。独立民間ラジオ局には全国放送が許されない一方で、MPLA とつながりのある新しいラジオ局やテレビ局には政府の免許手続きによる便宜が図られている。公共メディアは、依然として、非常に偏った与党支持である。」 [12a]

ジャーナリスト

15.07 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「この 1 年間[2009 年]、当局はジャーナリストを逮捕し、嫌がらせをし、恐喝した。」

「5 月[2009 年]には、DNIC が、週刊紙 Folha 8 の発行者である William Tonet 氏を、国家反逆罪の疑いで取り調べたが、年末までに裁判は行われていない。5 月 9 日、当局は、Tonet 氏がナミビアを訪問しようとした際に、そのパスポートを没収した。警察は、出国禁止者リストに載っていると Tonet 氏に通告した。」

「12月13日[2009年]、FAA兵士が、カビンダに新設された次期アフリカネイションズカップ用スタジアムを撮影したことで、カビンダのVOA現地特派員 Jose Manuel Gimbi 氏とダウ・ジョーンズ・ニューズワイヤーズの報道記者 Benoit Faucon 氏を拘禁した。両氏は尋問されたが、数時間後には釈放された。Gimbi 氏は、逮捕に続いて、国内情報機関による呼び出しを数回受けたと主張している。」

「2008年9月、政府は、国家反逆を扇動したかどで、元記者の Fernando Lelo 氏を起訴し、同氏に、5人の兵士に FAA を去って FLEC のゲリラ運動に参加するよう促した罪で、懲役8年の判決を下した。8月20日、最高裁判所は判決を無効にし、Lelo 氏を刑務所から釈放した。」

「2007年、政府を頻繁に批判していた民間週刊紙の責任者 Graca Campos 氏を治安部隊が拘置した。名誉毀損の罪に問われた Campos 氏は、懲役8ヶ月 - 法定刑の最高よりも2ヶ月長い - および未だかつてない 18,750,000 クワンザ (208,000 米ドル) の罰金を科された。Campos 氏は、出頭通知に度々従わなかったのを受けて欠席裁判されたが、彼自身は通知を一度も受け取っていないと述べた。同氏は釈放され、年末現在、裁判を待っている。同氏はまた、2001年に遡る他の訴訟に対して有罪判決を受けている。メディアおよび市民団体は、この訴訟における政府の不法行為を厳しく批判した。Campos 氏は控訴し、2007年に、裁判所が誤審を宣言し、早期釈放を認めた。」

「写真またはビデオ撮影をしようとしたジャーナリストを治安部隊が妨害したという報告がこの1年間で複数あった。5月10日[2009年]、カビンダのカメラマンが事前の許可なしに大統領の写真を撮ったとして、勾留された。2008年には、選挙過程を扱おうとした多数のポルトガル人ジャーナリストに対するビザ発給を政府が拒否した。さらに、当局は、外国人取材班が2008年の鉄道敷設を撮影しないよう妨害した。」 [2a] (セクション 2a)

15.8 ヒューマン・ライツ・ウォッチ「2010年ワールドレポート」では、以下のように記されている。

「2007年以降、民間メディア編集者およびジャーナリストが、政府の役人によって、名誉棄損やそれに関連する罪で告訴されることがますます増えている。この傾向は2009年も存続している。7月[2009年]、裁判所は、アンゴラ共和国軍参謀長の告訴を受けて、民間週刊紙 O Pay の記者 Eugenie Mates 氏に、名誉棄損および『報道の自由の濫用』のかどで、懲役3ヶ月、執行猶予2年の判決を言い渡した。訴訟は、週刊紙 A Capital に発表した2007年の記事に基づき、そこでは FAA が国有財産を賃貸している疑いがあると非難していた。

さらに同7月、ドス・サントス大統領に対する批判的な意見記事について、A Capitalの編集長 Tambala Francisco 氏に名誉棄損訴訟が通知された。10月[2009年]、大統領の娘であり、最近まで議会議員であった Welwitchia ‘Tchizé’ dos Santos 氏が、アンゴラジャーナリスト連盟(SJA)の Luísa Rogério 事務局長、週刊紙 Novo Jornal の責任者 Vítor Silva 氏および同週刊紙記者 Ana Margoso 氏を名誉棄損で告発した。Luísa Rogério 氏は、‘Tchizé’氏が国営テレビ放送局 TPA の管理委員会に任命されるのは、同氏の MP としての職務に抵触すると非難し、一方、Novo Jornal はその議論について報道していた。本書の執筆時点では、訴訟は係争中である。」[12a]

16. 人権に関する団体、組織および活動家

このセクションは、「政治的所属」と「言論と報道の自由」とがあわせて参照されるべきである。

16.01 米国国務省 (USSD) 「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のよう
に指摘されている。

「多種多様な国内・国際人権擁護団体が全国で活動している。政府の汚職および人権侵害を調査している複数の団体が、年間を通じて、その活動に対する政府の妨害を受けたと主張した。」

「350 以上の NGO が国内で活動している。実効的と思われる団体はわずかであるが、約 100 団体が人権問題に取り組んだ。現地 NGO は、この 1 年間で、刑務所の状況の記録、強制的な立ち退きに対する抗議、法律相談の無料提供、政府役人に対するロビー活動および調査報告書の公表を行うことで、人権を積極的に促進し、擁護した。」

「結社法では、NGO にその使命および活動地域を特定するよう求めている。政府はこの規則を利用して、特に政治的に慎重を期す問題、すなわち選挙関連問題などの特定の活動に関わらないように既存の NGO を妨害または抑制した。6 つの NGO が登録証明書を所有していなかった。政府の役人は、団体がその使命に外れた活動をしている、もしくは創立時に扱うとした特定の問題について効果的に取り組んでいないと判断し、NGO を禁止すると脅迫した。しかし、この 1 年間で禁止された NGO はなかった。」

「政府は NGO 職員を逮捕し、嫌がらせを行った。9 月には、SOS Habitat の責任者が、住宅解体に対して声高に反対したため、ルアンダで治安部隊による嫌がらせと脅しを引き続き受けていると報告した。」

「政府はまた、国内 NGO および国際 NGO も批判した。2007 年、NGO を監督する政府機関である人道支援技術協力部の責任者は、ある特定の現地 NGO 団体と、サーチ・フォー・コモン・グラウンド、米国民党研究所、国際共和研究所などの国際 NGO が、国民の不満と不服従を煽動し、法的限界の範囲を越えて活動し、政治活動に違法に関与していると主張した。さらに、同責任者は、合法的な登録がなされていないとして、これらの組織を告訴した。しかしながら、政府は、これらの NGO に対して、何の措置も講じなかった。」

「... NGO の登録申請手続きで、政府側の遅延が発生する問題が続いた。AJPD は、当局

が 80 日以内に団体申請を拒絶しない場合は、自動的に法的な活動地位が付与されるとする登録法の条項にしたがって活動を続けているが、依然として未登録のままであり、年末の時点で、その登録要請は最高裁判所で係属中である。AJPD は、証明書を所有していないにもかかわらず、国家警察と共同の人権擁護プログラムの展開をはじめとして、一部の省庁と密接に協力し合っている。」 [2a] (セクション 5)

16.02 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、アンゴラの国際 NGO の存在状況について、以下のように記されている。

「100 を越える国際 NGO が国内で活動している。政府は、国際 NGO の視察者に対するビザを拒絶しないだけでなく、出入国の制限もしなかった。」

「ICRC をはじめとする数団体の国際人権擁護組織が、国内での常駐を維持している。政府は、国際政府団体と協働し、国連代表者による訪問を許可した。しかし、2008 年 5 月、UNHRO は、完全な権限を付与しないという政府の決定を受けて、事務所を閉鎖した。政府は、以前、戦争にまつわる人権侵害に取り組むようにルアンダの UNHRO に要請していたが、政府は、6 年という平穏な年月を経て、これらの問題に自主的に取り組むための組織的な能力が十分になったと主張した。事務所を閉鎖する決定は、UNHRO と緊密に協働するとした政府の公約と真っ向から矛盾するものであり、この決定は、2007 年の国連人権理事会で 3 年任期を勝ち取った際になされた。」 [2a] (セクション 5)

16.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ「2010 年ワールドレポート」では、以下のように指摘されている。

「人権擁護者のための環境は、依然として制限されている。政府役人による、国内および国際市民団体を禁止するという脅迫は、2007 年では実際になく、政府が長い間表明していた市民団体関連法の見直しも、保留されたままである。しかしながら、最も積極的に発言を行っている人権擁護組織の一部は、禁止命令や脅迫に対する未解決の訴訟に引き続き苦闘している。ムパラバンダ市民協会を禁止する判決を出した 2006 年カビンダ地方裁判所に対する控訴は、依然として最高裁判所で係争中である。正義・平和・民主主義のための同盟 (AJPD) を禁止する法的手続きは、2003 年に始まった訴訟に遡るが、2009 年 5 月に最高裁判所がその訴訟を担当してから、いかなる進展も見られない。」

「8 月 [2009 年]、居住権擁護団体 SOS Habitat の調整員である Luiz Araújo は、厳しい監視と事務所および生命に対する暴力にさらされていると主張した。」 [12a]

16.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年1月8日にサッカートーゴ代表がカビンダで襲撃されたことを受け、警察によって人権擁護者3人が逮捕されたと2010年6月に報告した。FLECがこの襲撃に対する犯行声明を出した。この3人の名前は、カトリック教会司祭のRaúl Tati、弁護士のFrancisco Luemba および大学教授のBelchior Lanso Tatiである。報告書は、カビンダの刑事裁判所が、国家保安法に基づいて、3人を起訴するだろうと記した。彼らは不特定の『国家の安全に対するその他の犯罪』で起訴された。この起訴は、彼らが所有していた文書 - 公文書および個人的メモを含む - ならびに昨年のFLEC構成員との『違法』の疑いがある会合への参加に基づくものであった。[12d]

「最近の動き」も参照のこと。

17. 汚職

17.01 トランスペアレンシー・インターナショナルが 2009 年 11 月に公開した 2009 年腐敗認識指数 (CPI) では、アンゴラは 180 ヶ国中 162 位を占め、CPI 指数は 1.9 が付された。CPI は、腐敗を個人の利得を目的とした公職濫用と定義し、どの程度の汚職が国の役人と政治家との間に存在すると認識されるかについて評価するものである。CPI は複数の専門意識調査から得られた総合指数であり、CPI 指数は、10 (腐敗レベルが低い) から 0 (腐敗レベルが高い) までの範囲で付される。[14]

17.02 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「法律は、公務員の汚職を刑事処罰に規定している。しかしながら、政府はこれらの法律を効果的に施行しておらず、現地・国際 NGO およびメディア筋によれば、役人は、罪に問われること無く、不正行為に関与していた。会計監査院が政府の汚職撲滅を担う政府機関であるが、DNIC もいくつかの訴訟を調査した。」

「世界銀行の世界ガバナンス指標は、腐敗が重大な問題であることを反映している。」

「抑制と均衡の欠如、組織能力の不在、刑事免責の体質により、政府の汚職は広範囲にわたっており、説明責任は限られている。政府の汚職があらゆる職位ではびこっていることが、一般的に認識されているにもかかわらず、公訴は稀であった。しかし、年末時点で、移民および外国人担当の前責任者が、内務省の高官 6 人と共に、汚職の罪で裁判にかけられた。」

「... 経済環境では、政府につながりのあるビジネスが優遇され続けている。政府の閣僚および高官が、各担当の省庁によって規制される企業の権益、もしくは各担当の省庁とビジネスを行う企業の権益を一般的に、かつ公然と保有していた。利害関係の衝突に関する法律や規定は全くない。警官、教師、その他の政府職員の間での軽微な汚職が広く行き渡っている。政府との契約が認められた民間企業から、高官が相当な額のリベートを受け取っているという信憑性の高い報告があった。」 [2a] (セクション 4)

17.03 フリーダムハウスが 2010 年 5 月 3 日に発表した「世界の自由度 2010」報告書では、以下のように指摘されている。

「政府内の汚職および利益供与は根強く、賄賂の授受がビジネス活動の土台になっている

ことが少なくない。事業規則は時代遅れで十分に履行されていないと言われ、国の予算編成と支出過程については、極めて不透明で、欠陥が種々あると批判されている。2009年11月、ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス大統領は、汚職に対する取り締まりを求め、MPLA 党員が国の原油収益の大部分を浪費していたと主張した。しかし、大統領自身がその国で一番の富豪と言われている。」 [13]

17.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチが2010年4月に公表した「アンゴラでの透明性と説明責任の確保」では、以下のように指摘されている。

「アンゴラでの汚職と不正の規模は、拡大する一方である。アンゴラの開発指標が依然として世界最低である一方で、数十億ドルの原油収益がどのようにしてアンゴラ中央銀行を違法に迂回し、何の説明もなく消えたかは、ヒューマン・ライツ・ウォッチおよびその他の機関が以前にも伝えた。たとえば、1997年から2002年までに、およそ42億ドルが国庫から消えたが、これは、同時期における、海外と国内のすべての社会および人道的支出にほぼ匹敵するものである。困窮し戦争で疲弊した何百万人もアンゴラ国民が病院や学校を利用できずにいる一方で、必要な社会サービスを提供するために使うことができたであろう何十億ドルが浪費された。」

「... 2002年に内乱が終結してから、政府は改革のための施策を複数講じてきた。今では、原油収益の収支が適時に発表され、政府の財政支出を追跡する財政管理制度が設けられ、大手の国営石油企業を監査し、最近では、大統領が政府の汚職に対する強力な公の非難を表明した。」

「しかし、この10年強で国のGDPが1000%も増大したが、開発の基本指数は、特に腐敗指数と比較してみた場合、その伸びに見合った改善を示していない。国内でインフラが再整備されるなどの改善もみられたが、人間開発指標は落ち込んだ。」 [12c]

18. 信仰の自由

概要

18.01 米国国務省が 2009 年 10 月 26 日に発表し、2008 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までの間の事象を取り扱った「*2009 年国際的な宗教の自由に関する報告書：アンゴラ編*」では、以下のように記されている。

「憲法は信仰の自由を規定しており、その他の法律および政策においても、宗教の自由な実施が実現された。」

「... 政府は、少数派宗教団体の登録を難しくしたが、実際には、宗教の自由を概ね尊重した。報告期間中においては、宗教の自由を尊重するという政府の立場に変化はなかった... 政府は、宗教団体に法務省および文化省に対して法的地位の申請を行うよう求めている。宗教団体は、法的地位を得ることで、法廷制度における法人としての行為権利が付され、公式に登録された宗教団体としての地位を確保し、学校および教会の建設が許可される。団体は、登録資格を得るために、一般的な背景情報を提供し、少なくとも 100,000 人の成人支持者を有していなければならない。この会員数の高い敷居が法的地位の登録とそれに付随する役得への障壁となっている。」

「... そのほとんどがコンゴ系またはブラジル系のキリスト教福音主義派であるが、800 を越える宗教団体の登録申請が INAR[国立宗務機関]で未決とされた。INAR は、最低 100,000 人の支持者を有していることを団体側が証明していないとして、申請手続きの処理を行わなかった。しかしながら、政府はこれらの団体の活動を禁止しなかった。」 [2c]

18.02 国際連合特別報告官が 2008 年 3 月に作成し、国際連合人権理事会に提出した、宗教および信仰の自由の報告書では、以下のように記されている。

「宗教、良心および信仰の自由に関する法律第 2/04 号が行政命令第 46/91 号を無効にした。法律は宗教礼拝（第 2 条）を定め、国と宗教機関との間の明確な分離を含む世俗主義の概念および待遇の平等を明確にしている。すべての宗教機関は平等に扱われるものとする（第 3 条）。法律はまた、良心の自由には、信仰を持つこと、宗教を持たないことおよび改宗の権利が含まれる（第 4 条）と規定している。法律は、宗教的信仰を理由にした雇用における無差別の原則を認めている（第 5 条）。宗教行為の実施は合法であり、公の秩序と社会の平和を乱す可能性がある宗教行為を礼拝所で実施する場合を除いて、公的許可は必要とされない（第 6 条 (2)）。法律によれば、宗教問題を担当する政府官庁は、文化省および法務

省である。」

「植民地時代の法令では、すべての非カトリック宗教団体をアンゴラで禁止している。この法令は廃止されていないが、もはや施行されてもいない。しかしながら、2004年3月、法務省は、テロ行動または市民暴動を唱える急進的な団体に対して、これらの法律はまだ強制力があると警告した。」 [35c] (p5~6)

「... アンゴラの宗教機関に対する公式な承認手続きは、行政命令第 9/87 号の発出をもって始まり、12 の教会に法人格が付与された。その後、行政命令第 46/91 号によって導入された法改正に従って、宗教機関は、公式な承認を得るための一連の文書を提出することが求められた。必須要件は、宗教、良心および信仰の自由に関する法律第 2/04 号第 9 条によって再び改正され、それにより、宗教機関の登録に厳しい基準が制定された。」

「宗教団体は、法的地位を得ることで、法廷制度において法人としてみなされ、礼拝所を建設する権利が付与され、関税の免除を受け、銀行口座の開設ができ、公式に登録された宗派としての地位を確保し、政府と提携できる本格的な団体とみなされる。特別報告官は、未登録に関する法的責任については、当局とメディアが挙げる要素の間で、多少の混乱が存在すると述べている。たとえば、2007年11月23日に開かれた会合で、カビンダの警察署長は、未登録の宗教団体は事実上非合法であると主張した。」 [35c] (p7~8)

宗教上の人口統計

18.03 米国国務省「2009年国際的な宗教の自由に関する報告書：アンゴラ編」では、アンゴラの宗教上の人口統計について、以下のように記されている。

「人口の大多数がキリスト教信者であり、ローマ・カトリック教徒が最大宗教団体である。ローマ・カトリック教会では人口の 55%がカトリック教徒であると推定しており、一方、政府は人口の 70%と見積もっている。いずれの数値も第三者的には証明できないと思われる。国立宗務機関 (INAR) のデータによれば、人口の 25%がアフリカ・キリスト教宗派を支持しており、10%がメソジスト派、バプテスト派、アドベンチスト派、会衆派 (基督教団) およびアッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団などのプロテスタント伝統的会派に従い、5%がブラジル系のキリスト教福音主義派に所属している。」

「農村人口のごく一部で、精霊信仰または土着信仰が残っている。小規模のイスラム教集団が 1 つあり、非公式だが信者は推定 80,000~90,000 人で、おそらくその半分は西アフリ

カからの移住者またはレバノン出身者である。」 [2c]

18.04 国際連合特別報告官が 2008 年 3 月に作成し、国際連合人権理事会に提出した、宗教および信仰の自由の報告書では、以下のように記されている。

「最後の国勢調査が 1970 年に行われたこと、また人口動態が不安定なことにより、種々の信仰を構成する正確な数値は得られていない。現在の推定人口は 1550 万人である。キリスト教が人口の大部分を占める宗教であり、ローマ・カトリック教が人口のおよそ 55% を占める最大単独宗派である。プロテスタントの主要宗派も存在し、ブラジル系および先住アフリカ・キリスト教宗派もある。プロテスタント宗派で規模が大きいものには、メソジスト派、バプテスト派、福音主義派、聖公会派およびペンテコステ派があり、人口のおよそ 30% に相当するといわれている。融合宗教が存在し、そのうちで最大のものはキンバング教会である。キンバング教会の信者は、20 世紀半ばのコンゴ人 Joseph Kimbangu 牧師を教祖としている。アンゴラのイスラム教徒は人口の 2.5% であると推測されているが、その正確な数字は得られていない。現在、司法省では 85 の宗教諸派が確認されている。」 [35c] (p6~7)

差別および社会的虐待

18.05 米国国務省「2009 年国際的な宗教の自由に関する報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「宗教上の帰属、信仰または実施に基づく社会的虐待または差別の報告が、複数例みられた。」

「イスラム教徒に対する一般的な姿勢は、概して否定的なものであった。先住アンゴラ人とイスラム系西アフリカ移住民との間にある文化的な違いが、イスラム教と不法移住との間に関連性があると認識するようなイスラム教徒に対する否定的な見方の根拠として挙げられる。」

「政府機関、教会団体および市民団体組織は、土着信仰が行うシャーマン、動物の生贄または『魔術』などの行為に反対する運動を続けた。これらの運動が定めた目標は、特に、意図的な無視や身体的虐待がある悪魔祓いの儀式などの虐待的な習慣を止めさせることであった。2008 年 10 月、教会の精神的指導者が約 40 人の子どもを監禁、虐待しているとの申し立てを受けて、警察はルアンダとカビンダにある 2 つのアフリカ・キリスト教会を閉鎖した。」 [2c]

18.06 国際連合特別報告官が 2008 年 3 月に作成し、国際連合人権理事会に提出した、宗教および信仰の自由の報告書では、以下のように記されている。

「アンゴラにあるキリスト教団体の多くとイスラム教集団が、登録申請を数回にわたり提出しているにもかかわらず、現在まで承認を得ていない。未だに法律的に承認されていないイスラム集団は、当局によれば、2004 年に提出した 1 回目の申請が適切に準備されていなかったため、2006 年 3 月に 2 回目の法的地位申請を提出した。2007 年の終わりになっても、申請に対する決定がなされたとの報告はないが、2007 年初頭には、イスラム集団の登録申請を支援するために、イスラム集団を一元管理する試みが文化省および司法省によってなされたと特別報告官に報告された。現在の登録要件に従えば、その他の宗教少数派が承認される可能性はない。」 [35c] (p7)

19. 民族集団

19.1 米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」（2010年3月22日付）では、以下のように記されている。

「1970年以降に国勢調査が行われていないため、アンゴラの推定人口にはばらつきがあるが、一般に1700万人と推定される。アンゴラには、主要な民族集団が3集団あり、それぞれがバントゥー諸語（ウンブンドゥ語37%、キンブンドゥ語25%、キコンゴ語13%）を話す。その他の民族集団には、チョクウェ語、ルンダ語、Ganguela、ニャネカ・フンベ語、アンボ語、ヘレロ語およびXindungaがある。さらに、混血（ヨーロッパ系とアフリカ系）の人々が2%と、主にポルトガル系の白人が少数（1%）いると推定される。ポルトガル人は、アンゴラ人以外の人口（現地で生まれたアンゴラ人の多くが、ポルトガルの法律に基づいたポルトガル国民であると主張できるが）では最大数を占め、最低でも30,000人である。ポルトガル語が公用語であり、最も話されている言語でもある。」[2b]

19.02 危機に瀕する少数民族プロジェクトが2000年に行った「アンゴラのカビンダに対する評価」研究によると：

「カビンダの人々は、カビンダ県に集中している。カビンダ県は、コンゴ民主共和国に属する細長い土地によってアンゴラ本土から分断され、北はコンゴと国境を接し、西は大西洋に面している。ゆえに、カビンダの人々は、アンゴラの人々から物質的に分離されている。バコンゴ民族は、カビンダで多数派を占め、アンゴラ本土にも見られる。マヨンベ民族は、カビンダ東部の山岳部に住んでおり、県の少数派である。バコンゴ族はキコンゴ語を話し、マヨンベ族はキコンゴ語方言に非常に近い言語を話す。大多数のアンゴラ人とは異なり、カビンダの大多数の人々がローマ・カトリック教徒である。」[31]

「カビンダ県」および「カビンダで発生した人権侵害」も参照のこと。

20. レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダー (LGBT) の人々

レズビアン、両性愛者の女性およびトランスジェンダーの人々の地位に関しては、「女性」についてのセクションを参照すること。

法的地位

20.01 国際レズビアン・ゲイ協会 (ILGA) 発行の「*国家的ホモフォビア：同意した成人間の同性愛行為を禁止する法律の国際調査*」(2010年5月最終更新版)では、同性男性と同性女性の性的関係はアンゴラにおいて違法行為であると指摘されている。[15]ゲイ権利 NGO「ビハインド・ザ・マスク」が2010年6月7日付で発表した報告書では、「同性愛行為は『公衆道徳に対する違反』の罪とみなされ、」さらに『再犯者』に対しては、労働矯正所の刑罰が下される」[45]と記されている。これとは対照的に、2010年3月11日付の米国内務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、「社会における同性愛は大きなタブーであったが、法律では、同性愛またはソドミーを犯罪とみなしていない」[2a] (セクション6)と記されている。

20.02 国際連合人権理事会による2009年11月の報告書内で、本件についての詳細な情報が提供されており、そこには NGO および地域の政府間団体によって提出された情報が記載されている。

「5 団体 (JS2) [ゲイ権利 NGO の連合]による共同提言では、アンゴラには同意した成人間の同性愛行為に対する刑事制裁が継続しており、『自然の理法に反する』行為を習慣的に行う者に対して治安対策を講じ、当該の者は労働矯正所に送られることになっていると報告された。アンゴラは、同意した同性成人間の性的行為を罪とみなす、すべての規定を廃止することで、その法令を国際人権義務に沿うようにするべきであると JS2 は勧告した。」 [35b] (p5)

社会の姿勢

20.3 国際連合 IRIN が 2008 年 6 月 19 日に非公式のゲイの結婚式についての報告書を発表した。そこでは、ゲイの男性に対する社会的な反感が広く行き渡っていることが示されている。

「ルアンダ島のマリクラブでのパーティーやメリディアン・プレジデントホテルでの五つ星初夜などが、最大限のウェディングであった。」

「式は、アンゴラの各新聞社から見過ごされることはなかった。『恥知らず』とアンゴラの週刊ニュース雑誌の1つの表紙は声高に叫んだ。『不愉快だ』とは、別の雑誌の見出しである。」

「アンゴラ人のカップルである Bruna と Chano は、2人の同性愛関係を公にするために、大きな代償を払った。」

「2人の若者は、ルアンダ近郊の Bês に住んでいたときに知り合った。3年半にわたる交際の後、自分たちの関係を公認のものとするために、合法的に式を行うことは選択肢の1つではなかったものの、2人は挙式することを決意した。」

「2005年5月6日、21歳の Aleksander Gregório (Chano) と 23歳の Bruno (通称 Bruna) は、退職した公証人の前で、誓約書に署名した。」

「Bruna がウェディングドレスを着用していたこと、パーティーの招待客リスト、さらには2人の性的関心に関する事など、式のあらゆる面が事細かに、新聞や喫茶店での会話に上った。」

「人類学者 Américo Kwanonoka によれば、『アンゴラの社会は、まだ同性愛を受け入れる準備が出来ていない。』」

「キリスト教に影響を受けた現地の文化は、家族の繁栄と拡大を訴えている。したがって、同性愛は、自然の法則を侮辱するものとみなされていると Kwanonoka 氏は語った。」

「João Dias として生まれた 35歳の Jane Dias は、この不寛容さを個人的に肌で感じている。『私は、道で石を投げつけられたことがある。異性服装倒錯者は、ヴィアナ[ルアンダ近郊]では、自分しかいないと思っていた』... 驚くことではないが、リスクを冒してまで、アンゴラで自らの同性愛を公にする心構えをもつ人はほとんどいない。『道で私たちに罵り、石を投げつける人の多くが、夜にまた、家のドアを叩きに来る』と Dias は打ち明けた... 社会心理学者 Carlinhos Zassala の説明によれば、多くのアンゴラ人ゲイが悪いイメージを避ける1つの方法として結婚という手段を用いているが、一旦結婚しても、他の男性との性行為を不定期に続けている... ゲイの人々は、その姿が捉えづらい集団であるため、2007年～2010年の HIV/AIDS および性感染症対策に関する国家戦略計画などの AIDS に対する政府方針から無視されている。」

「国際ゲイ・レズビアン人権委員会が『地図から消された人々：HIV/AIDSプログラムがどのようにしてアフリカの同性愛行為者を見捨てているか』と題して実施した 2007 年の調査により、大陸全土にわたって、ゲイの人々がHIV/AIDSプログラムから除外されていたことが示された。」 [29a]

21. 身体障害

21.01 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「法律は、雇用や教育の場、医療やその他の国のサービスを利用する場において、身体障害者に対する差別を禁止している。しかし、政府はこれらの禁止条項を実際には徹底しなかった。障害を持つ人には、80,000人以上の地雷犠牲者が含まれる。白皮症を患う人も、教会団体がその差別撲滅のために動いているが、広く差別の犠牲者となっている。NGO ハンディキャップ・インターナショナルは、障害を持つ人は人口の10%を占めると推定している。障害を持つ人々が公共施設や民間施設を円滑に利用できるようにすることを義務付けた法律はなく、そのため、障害を持つ人々が雇用を見出すこと、または教育制度に参加することは難しい。MINARS [支援および社会復帰省]は、障害を持つ退役軍人を含む身体障害者が直面する問題を取り扱う部署を設けており、いくつかの政府機関が地雷事故による障害者を支援するプログラムを援助した。2008年9月の選挙期間中、政府は障害を持つ人々に投票補助を提供した。」 [2a] (セクション6)

22. 女性

概要

22.01 社会制度およびジェンダー指標[日付なし] (2010年7月5日にアクセス) では、以下のように指摘されている。

「アンゴラの憲法は、男女平等の権利を規定している。さらに、政府は1991年に女性開発推進のための国家事務局を創設した。この事務局は、1997年に家族・女性推進省として再設立され、女性の平等な権利を支援する政策を実際に行う政府の主要な責任機関として継続している。」

「アンゴラの女性が置かれている実情は、全般的な貧困、強制退去および家父長制度があるために、厳しいものである。2002年に終結した27年にわたる内戦により、多くの女性が未亡人となり、自分自身および家族のための唯一の稼ぎ手になった。その結果、女性は、伝統的に男性が優位に立つ分野も含め、社会の全分野において、より大きな責任を負わざるを得なくなった。一部の慣習法が、依然として、女性の経済的独立を得ようとする努力の妨げになっている。」

「法律上または憲法上の観点からすれば、アンゴラの女性は高い市民的自由を得ている。移動の自由に対する制限はないが、自由に移動するには、安全上、かなりの障害がある。アンゴラの女性には服装の自由がある。」 [20]

法律上の権利

22.02 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「憲法および法律に基づいて、女性は男性と同等の権利を享受する。しかしながら、女性に対する社会的差別は依然として深刻な問題であり、特に農村地帯で根強い。児童支援法を執行する効果的な仕組みがなく、一般的に女性が子どもを養育する責任のほとんどを担う。さらに、労働省および厚生省が、女性を禁ずる仕事の種類を一覧にした行政命令を公示した。」

「法律は、同一労働同一賃金を規定している。しかしながら、女性は一般的に国営産業内や民間セクター内で下級の職を占めているか、インフォーマルセクターで働いている。政

府は、この1年の間に、MINFAMU [家族・女性推進省]が指揮を取っている省庁間の取り組みで、女性の権利と家庭内暴力に関する複数の情報キャンペーンに着手し、国内、県および地方自治体のワークショップおよびトレーニング・セッションを主催した。」 [2a] (セッション 6)

政治的な権利

22.3 列国議会同盟によれば、アンゴラの女性は、1975年に政治選挙への投票権が付与された。[21b]アフリカにおける民主主義を維持するための選挙機関は、2008年9月の選挙を受けて、2009年3月現在、国民議会の220議席のうち82議席が女性で占められていると指摘している。[25]

22.04 国際通信社が2010年6月18日に公開した報道では、政府および与党で複数の女性が代表権を有している一方、野党では数が劣ると指摘されている。

「Araújo 氏[女性で初めての独立大統領候補]は、ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントスという同一の人物によって30年間占められた国の最高位職を目指す初めての女性である。」

「政権政党であるアンゴラ解放人民運動 (MPLA) では、191人の議会議員のうち70人以上が女性であり、複数の女性が政府内の閣僚であるが、野党では要職の女性はほとんどいない。」

「第2党であるアンゴラ全面独立民族同盟 (UNITA) は、国民議会で16議席を有し、そのうちの4議席が女性で占められる。残りの3野党は12議席を共有しているが、議会に女性はいない。」

「議会における女性の存在の大きさ、MPLA の女性党派の多くの構成員、アンゴラ女性組織 (OMA)、家族・女性推進省の取り組みがあるけれども、Araújo 氏は、女性を支援するには十分でないと考えている。」 [23b]

社会的および経済的な権利

22.05 社会制度およびジェンダー指標[日付なし] (2010年7月5日にアクセス) では、以下のように指摘されている。

「アンゴラの女性は、家族問題に関して、比較的低いレベルの法的保護しか受けていない。

アンゴラでの法定結婚年齢は、男女共に 18 歳であるが、早期結婚が比較的良好に見られる。親の同意により - かつ、子どもにとって最善の利益と思われる場合に限り - 女性は 15 歳、男性は 16 歳で結婚することができる。国際連合の 2004 年の報告によれば、15 歳から 19 歳の子の 36% が既婚、離婚または未亡人であった。」

「家族法は、家庭内の男女平等を規定している。つまり、両方の配偶者が同一の権利を持ち、同一の義務を負う。これらの原則は、親権問題にも及ぶ。現実には、家長としての伝統的な役割のなかで、父親がより権力を握り、女性はより多くの義務を負っている。児童支援に関する法律は、アンゴラでは十分に施行されていない。」

「相続法によれば、アンゴラの女性は、亡夫の遺産の 50% を得る権利があると国際農業開発基金 (IFAD) は報告している。しかしながら、ほとんどの場合で、財産分与は亡夫の親族男性に対して有利に行われ、女性配偶者は極めて弱い立場に置かれている。」

「... アンゴラの女性は、一定の経済的自立を得ることに関して、公式な支援をほとんど受けていない。法律は、土地利用に関する男女平等権を定めている。しかしながら、土地配分については、男性をより優遇する伝統的規則に従っている。さらに、女性の土地を利用する権利は、かつて強制的に退去させられた人々が農村地域に再定住する場合、見過ごされることがしばしばある。」

「土地以外の資産を利用する権利は、女性が結婚しているかどうか、さらにどの形態のもとで結婚が承認されているかに大きく依存している。『取得物 (財産) 共有形態』では、婚姻中に取得した物品および金融資産は共有財産とみなされ、これにより、それぞれの配偶者は個々の資産を単独で管理する権利が制限される。『財産独立形態』では、それぞれの配偶者が個々の資産を自由に管理することができる。」

「商法に従えば、既婚女性が事業を運営するためには、その夫の許可を得ていなければならない。女性差別撤廃委員会 (CEDAW) の報告によれば、近年の憲法によって、この規則が事実上撤廃され、財産を所有・管理し、銀行口座を開設するための種々の契約を交わす法律上の権利が女性に付与されているようである。現在のところ、女性の銀行融資の利用に関する情報は得られていない。」 [20]

女性に対する暴力

22.06 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「女性に対する家庭内暴力は、配偶者による虐待も含めて、一般的で、蔓延しており、都市部で顕著である。家庭内暴力は違法とされていない。しかしながら、政府は、それを性的暴行、脅迫暴行の法律に基づいて起訴することが往々にしてあった。ルアンダでの家庭内暴力に関する 2007 年の予備調査では、78%の女性が 15 歳以降に何かしらの形式の暴力を経験している。27%の女性が、調査に先立つ 12 ヶ月の間に虐待を受けたと報告し、一方、ルアンダ郊外の貧困地域に居住する女性では、その 62%が同時期における虐待を訴えた。この 1 年間で、警察は 831 件の家庭内暴力を記録した。家族・女性推進省 (MINFAMU) では、2008 年で、283 件の家庭内暴力が記録された。その暴力のほとんどが、内縁の夫または交際相手によるものであった。MINFAMU は、アンゴラ弁護士会と共に、虐待を受けた女性向けの無料法律支援の提供制度を引き続き行い、また同省は、家族の家庭内暴力への取り組みを支援する相談所を整備した。この 1 年の間で、これらの法律に従って女性に対する暴力で起訴された事案についての統計は得られていない。」 [2a] (セクション 6)

22.07 社会制度およびジェンダー指標[日付なし] (2010 年 7 月 5 日にアクセス) では、以下のように指摘されている。

「アンゴラ人女性の身体の高潔さは、あまり保護されていない。女性に対する暴力は非常に蔓延しており、いくつかの要因によるものとされる。慣習法では、一定の権利が男性に付与されており、妻および娘に対して権力を行使する。現在まで、アンゴラ政府は、家庭内暴力および性的暴行から女性を保護する特定の法律を制定していない。多くの女性が自らの権利に気付いていないままであり、暴力の被害者は社会的に白い目で見られている。たとえば、性的虐待の被害者は、尊敬を回復することが難しく、快く結婚してくれる人を探すのが難しくなる可能性がある。その結果、女性が強姦や性的暴行を当局に届け出るとは、稀にしかない。」 [20]

性的暴力

22.08 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「配偶者によるものも含めて、性的暴力は違法であり、最高 8 年の懲役刑に値する。しかしながら、限られた調査源や未熟な法医学的手腕、無力な司法制度により、ほとんどの事件が起訴されなかった。アンゴラ女性組織は、性的暴力の被害者向けに特別保護を提供するシェルターをルアンダで運営している。ルアンダの警視総監によれば、1 月から 6 月までの概算で、全国で毎日およそ 10 件の性的暴行事件が発生しており、その 40%がルアンダで

起こった。2007年では、首都で350件の性的暴行が発生したと報告されている。司法省は、内務省と協働して、女性警官の数を増やし、性的暴行の申し立てへの対応改善を行った。政府はまた、ジェンダー暴力に対する大々的な社会キャンペーンを行った。」[2a] (セクション6)

女性性器切除 (FGM)

22.09 社会制度およびジェンダー指標[日付なし] (2010年7月5日にアクセス) では、「女性性器切除はアンゴラの一般慣行ではないが、遠隔地で稀に起こっていると近年では報告されている」[20]と述べられている。列国議会同盟のFGMに関する報告によれば、「女性性器切除は、アンゴラでは実施されていないと言われている。しかしながら、IPUは、この件に関する正式な一次情報を得ていない」とし、さらに国の法令に関しては、「IPUは、特定の法令が存在するという情報を得ていない」[21a]と述べた。

22.10 Afrolの「ジェンダー概要:アンゴラ編」(2010年8月23日にアクセス)では、「FGMの証拠は非常に少ない。コンゴ民主共和国とザンビアの国境付近にあるモシコ県の遠隔地で、過去数年の間に稀に起こっているが、助産師を含む現地・国際医療従事者からの情報では、先住民グループはFGMを行っていないことが示されている」[44]と記されている。

女性問題に関する詳しい情報については、以下のインターネットウェブリンクを参照のこと。

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/A.59.38\(SUPP\)paras.133-171.En?Opendocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/A.59.38(SUPP)paras.133-171.En?Opendocument)

http://www.afrol.com/Categories/Women/profiles/angola_women.htm

<http://www.afriquejet.com/news/africa-news/angolan-women-target-50%1050-representation-at-decision-making-levels-2010022544754.html>

<http://www.oikoumene.org/en/news/news-management/eng/a/browse/24/article/1634/angolan-women-still-face.html>

http://www.wageindicator.org/documents/dfl-country-reports/Decisions_for_life-Country_Report-Angola.pdf

23. 子ども

概要

23.01 「ボイス・オブ・アメリカ」が 2010 年 6 月 17 日に行ったアンゴラの子どものについてのニュース報道では、以下のように述べられている。

「国際連合児童基金とアンゴラ政府が共同で実施した全国調査では、長期にわたるアンゴラ内戦が 2002 年に終結してから、子どものための保健医療や必要不可欠なサービスが良くも悪くも進展したことが示されている。」

「調査によれば、ミレニアム開発目標の 8 項目のうち 5 項目において、良い進展が見られた。UNICEF のアンゴラ代表である Koen Vanormelingen 氏は、栄養失調の比率は下がってきており、以前に比べてより多くの子どもたちが初等学校に入学し、男子とほぼ同数の女子も学校に通っていると述べている。」

「同氏によれば、子どもの生存率は約 20% も改善し、マラリアによる子どもの死亡率は 35% から 23% に減少した。」

「『現在明らかになっているデータによれば、2002 年以降の年 7% 以上の安定した経済成長および再建・再開発への政府の甚大な努力と投資の結果として、さらに予算の 30% が一貫して社会分野に当てられたことで、改善を示す初めてのデータが出てきたようだ』と同氏は述べた。」 [34]

23.02 イェール大学ロースクール（米国）が 2005 年に実施した調査によれば、「アンゴラは、1990 年 12 月に子どもの権利に関する条約（CRC）を批准し（2004 年 8 月になってようやく国連子どもの権利委員会に第一回報告書が提出された）、1992 年 4 月に子どもの権利および福利に関するアフリカ憲章（ACC）を批准した。」 [18]

基本的な法律に関する情報

23.03 2010 年のアンゴラ憲法によれば、アンゴラでの法定成人年齢は 18 歳である。 [19] 米国国務省「2009 年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、次のように指摘されている。「徒弟制度の最低年齢は 14 歳であり、完全雇用では 18 歳である。14 歳から 18 歳までの

子どもは、夜間労働、危険な条件下での作業または肉体的に重い労力を要する仕事はできず、16歳未満の子どもは工場での作業が禁止されている。しかしながら、これらの規定が実施されるのは稀であった。」[2a] (セクション 7) 社会制度およびジェンダー指標 (2010年7月5日にアクセス) によれば、「アンゴラでの法定結婚年齢は、男女共に18歳であるが、早期結婚が比較的によく見られる。親の同意により - かつ、子どもにとって最善の利益と思われる場合に限り - 女性は15歳、男性は16歳で結婚することができる。」[20]CIA「ワールド・ファクトブック」によれば、投票年齢は18歳以上である。[3]子ども兵「グローバル・レポート 2008」では、「1996年12月13日付の兵役志願に関する法令第40/96号では、自発的入隊の最低年齢を18歳と規定している」と記されている。[8]

法律上の権利

23.04 アンゴラ憲法第35条(5)(6)(7)では、子どもの法律上の権利を詳細に規定しているが、一般的な規定のみである。

「子どもは法律の下に平等であり、親子関係において、いかなる差別も差別的な呼称の使用も認められない。」

「子どもの権利を保護すること、すなわち均整の取れた十分な養育、医療、教育および生活環境を維持することは、家族、国および社会が最優先にすべき課題である。」

「国は、家族および社会と協力して、青少年の均整の取れた十分な発達と、彼らの政治的、経済的、社会的および文化的権利が実現される環境の創出とを促進し、経済、文化、芸術、レクリエーション、スポーツ、環境、科学、教育、愛国、青少年交流を目的として設立された青年団を奨励する。」[19]

子どもに対する暴力

23.05 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「子どもへの虐待が蔓延していた。家庭内での身体的虐待の報告は珍しくなく、地元の役人らは虐待をほとんど黙認していた。2008年11月には、40人の子どもが宗教的儀式の拷問から救出された。政府は、2007年に、子どもの違法就労、人身売買、性的搾取をはじめとする、子どもに対するあらゆる形態の暴力を撲滅するための政府政策を調整し、優先順位を決定することを目的とした省庁間委員会である全国子ども協議会を創設した。INAC

[全国子ども研究所]は、2007年に、ルアンダ県の子ども保護ネットワークを発足させた。」

「この1年間[2009年]、魔女術の罪に問われた子どもに対する虐待が、依然として問題になった。2008年10月、政府は、魔女術の罪に問われた子どもへの虐待を近隣住民が通報したため、ルアンダの3教会を閉鎖した。魔女術の罪に問われた子どもは、家族からの隔離、食物および水を与えない、儀式的な切断、腐食性の油や胡椒などを目や耳に入れられるなどの虐待にさらされていた。時には、『悪魔祓い』の儀式中に子どもたちが殺害された。伝統的信仰に関連する虐待は、そのほとんどがルアンダ県、ウイジェ県およびザイレ県で起こった。孤児または医療や教育を受けていない子どもたちが被害を受けやすく、魔女術に係わる慣習の犠牲者になる確率が高かった。政府および宗教指導者はこれらの慣習を終わらせるよう要請したが、こうした伝統的信仰の影響は根強く残っている。」[2a] (セクション6)

23.06 国際連合特別報告官が2008年3月に作成し、国際連合人権理事会に提出した、宗教および信仰の自由の報告書では、以下のように記されている。

「全国的に報告された事象ではないが、魔女術の罪に問われた子どもは、暴力を振るわれ、時には共同体から命にかかわる処罰を受けることもあり、懸念材料の一つとなっている。魔女術に対する非難は、既に貧困や弱い立場に置かれている子どもに降りかかる傾向が強く、こうした偏見を助長している。2000年に魔女術の罪に問われた子どもの1人が刺殺されたことを受けて、政府当局とセーブ・ザ・チルドレンは432人の路上で暮らす子どもたちを集めて、そのうちの380人を親族のもとに引き戻した。伝えられるところによると、子どもの搾取および虐待の通報により、11の教会が閉鎖され、8人のコンゴ人牧師がアンゴラから追放された。2002年に設立されたザイレ県の子どもの保護に関する委員会は、牧師を教育し、感受性を高めることが有効であると考え、最終的には牧師らを子どもの権利の擁護者に転向させ、子どもに対する暴力を監督し、魔女術に対する処遇の一環として暴力を用いる教会に対する制裁の必要性を減らしている。同県内で、虐待を受けたり、見捨てられたりした子どもの数は、大きく減少したと報告されている。」

「特別報告官は、現在、ルアンダのストリート・チルドレン・センターに住んでいる10人のキリスト教徒やイスラム教徒の子どもたちにインタビューを行った。その全員が両親や親族から魔女であると非難されていた。大多数の子どもが、『治療』のために、牧師、魔女の医者または伝統的治療者のもとに連れて行かれた。これらの治療には事実上の拘禁が含まれ、長期間にわたることが多く、2年間にわたり拘禁されている場合もあった。脱走を防ぐために、夜間、子どもたちの目に料理油を注いだり、時には1週間もの間、飢餓状態にしたりする治療もしばしば行われた。子どもの1人は死の危険にさらされ、毒物が注射され

ることも場合によってはあったと報告された。その後、特別報告官は、子どもが『治療』に送られているルアンダの教会近くを訪問した。そこの牧師に面会することは叶わなかったが、居合わせた年配の女性と話すことができた。その女性は、ここで監督されている子供たちは魔女であったが、今では『治癒』したと明確に述べた。」 [35c] (p14～15)

児童就労

23.07 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「公式セクターでの児童就労は、法律に基づいて制限されている。しかしながら、特にインフォーマルセクターでの児童就労が依然として問題である。徒弟制度の法定最低年齢は14歳であり、完全雇用では18歳である。14歳から18歳までの子どもは、夜間労働、危険な条件下での作業または肉体的に重い労力を要する仕事はできず、16歳未満の子どもは工場での作業が禁止されている。しかしながら、これらの規定が実施されるのは稀であった。2007年、独立系新聞社のジャーナリストらは、クワンザ・スール県の大農園で終日働いていた10歳ぐらいの幼い子どもたちを発見した。子供たちは学校に通わず、しばしば食料で賃金が支払われていると述べた。現地管理者は解雇されたが、現地管理者または統括管理者に対する刑事訴訟は行われなかった。」

「児童就労の多くがインフォーマルセクターで行われている。子どもたちは、家族農園や商業大農園での農作業、木炭製造、家事労働、街頭販売などの賃金労働に従事している。搾取的な労働も行われており、それには、強制売春、違法薬物の売買や運搬への関与、港や国境交易所での物品の荷下ろしと輸送などが挙げられる。ナミビアとの越境貿易の運搬係として子どもたちが使われていると言われている。」

「... 実際には、労働法も司法制度も労働者の権利を保護することができなかった。」

「調査および起訴の仕組みは整っているが、法定制度は機能以上の責務を負い、家族や子どもの問題を扱う裁判所のための資源は限られている。政府は、規模の大きいインフォーマルセクターを監督する能力を持ち合わせていない。私人も児童就労法違反の訴訟を起こすことができるが、家族法の制度以外に、児童就労による虐待を監督・捜査するための正式な手続きは存在しない。」

「政府は、INAC [全国子ども研究所]を通じ、全18県において、県および自治体レベルの子ども保護ネットワークの創設、訓練、強化に取り組んだ。このネットワークから、搾取

的な労働環境にある児童を特定し、解放するのに成功したとの複数の事例が報告されたが、事例を追跡する仕組みも、統計を提供する仕組みも存在しない。さらに政府は、子どもの教育機会の拡大にも資源を当てた。」[2a] (セクション 7d)

子どもに関するサブセクション「基本的な法律に関する情報」と、「雇用に関する権利」および「人身売買」のセクションも参照のこと。

子どもの問題に関する詳しい情報については、以下のインターネットウェブリンクを参照のこと。

http://www.unicef.org/infobycountry/Angola_502.html

<http://www.unicef.org/rightsite/sowc>

教育

23.08 米国国務省「*2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編*」では、以下のように指摘されている。

「教育は、第 6 学年まで、記録された子どもに対して無料かつ義務となっているが、生徒はかなりの追加費用を要する場合がある。教育省は十分な資源を持たず、教育基盤は荒廃したままである。普遍的初等教育を提供するための学校も教師も十分でない。教育省は、この 1 年間の初等教育の就学率は約 85～90%であると見ている。資格のある児童の約 30% が中等教育に登録した。」

「農村地域の児童は一般的に中等教育を受ける機会に乏しく、県庁所在地でも、席数が十分でない場合が多い。子どもが確実に入学できるように、教育担当官に賄賂を支払う家族についても報告された。国連教育科学文化機関によれば、特に中等教育における就学率は、女子に比べて男子のほうが高い。」[2a] (セクション 6)

23.09 国際連合児童基金 (UNICEF) が 2010 年 4 月に公表した報告書では、以下のように記されている。

「アンゴラは、近年、教育分野において大きく前進し、2002 年以降、200 万人以上の児童が初等学校に入学した。しかし、120 万人もの児童が依然として学校に通っていない... ここ数年にわたって進展がみられ、2002 年以降、200 万人以上のアンゴラ人児童が初等学校に入学した。しかしながら、初等学校に入学する前の幼児教育 (ECD) を何かしらの形式

で受けている児童は10%のみである。初等教育を修了するのは入学した児童の54%であり、それゆえ、国の発展に貢献するために必要な仕事や生活技能を欠いている。さらに、より気掛かりなのは、アンゴラの学校教育の質であり、教師の75%以上が適切な訓練を一度も受けたことがない。」

「アンゴラの発展は、若い世代への職業訓練などの教育分野の投資に大きく左右される。子どもの権利、発展、経済的多様化および貧困撲滅の実現は、大勢の子どもを教育制度から締め出すのを止めるアンゴラ政府の取り組みに全てかかっている... 主に、教室の新設や指導法向上のための教師トレーニングプログラムを通じて、これらの問題への取り組みは増しているが、改善は依然として限られている。教育分野に充当される国家予算は、全予算の6.4%にすぎない。」 [22]

保健福祉

23.10 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、「政府は、身分証明書を持つ子どもに対し、全国の小児科病院や保健所での無料医療を提供している。しかしながら、多くの地域で、医療は限られるか、もしくは存在すらしなかった。医療が利用できる地域では、男子も女子も平等に利用が可能であった。」 [2a] (セクション 6) と指摘されている。

23.11 国際通信社が2009年9月29日に公表した幼児死亡率に関するレポートでは、以下のように指摘されている。

「アンゴラは、世界の幼児死亡率で16位にランクされている。国際連合児童基金 (UNICEF) によれば、アンゴラでは6人中1人の幼児が5歳の誕生日を迎える前に死んでいる - 主な死因はマラリア、呼吸器感染、下痢やその他の感染症である。」

「変わらず悲惨な状況だが、この順位は、4人中1人を数えた2001年 - アンゴラは世界最悪順位だった - から、少なくとも改善されている。しかし、幼児死亡率を3分の2にまで減らすという2015年ミレニアム開発目標 (MDGs) を国が達成するためには、依然としてやるべきことが残っている。」

「アンゴラの高い幼児死亡率は、正に、2002年に終結した30年にもわたる国の内乱が残したものである... 戦争が終結して以来、政府は国家再建計画を行っており、文字通り、すべての公共サービスをゼロから再建し、構築してきた。」

「病院やクリニックの新設に加えて、基本的な家庭の健康を促進するために、手洗い、水の処理、蚊帳をつって眠ることなど、地域医療従事者の訓練にも注力してきた。」 [23a]

23.12 国連ニュース・サービスの 2010 年 6 月 15 日付のレポートでは、以下のように記されている。

「アンゴラは著しい進歩を遂げ、栄養失調と子どもの健康を含むミレニアム開発目標 (MDGs) の半分以上を達成したと国際連合児童基金 (UNICEF) が今日表明した。」

「この成果は、長期間にわたるアンゴラ内戦終結後の開発指標を得るために初めて行われた全国調査の予備データを基にしている。」

「UNICEF と国は共同で、初めての複数指標クラスター調査 (MICS) を実施し、それによれば、8 項目の MDGs のうち 5 項目 (栄養失調、教育、ジェンダーバランス、子どもの生存率とマラリア、HIV/AIDS) で大きく進展していることが示された。」

「栄養失調は 35% から 23% にまで下がり、就学率は 76% まで上昇した。」

「学校でのジェンダー平等性は、ほぼ達成されており、100 人の男子につき 98 人の女子が授業を受けている。」

「一方、子どもの生存率が向上し、20% 近く改善しており、マラリアによる子どもの死亡率も 23% にまで減少した。」

「UNICEF の Koen Vanormelingen アンゴラ代表が、今日、ジュネーブで記者らに語ったところによると、これらの改善は、2002 年以降に国が体験してきた安定した経済成長によるものとされる。さらに、国家予算の 30% が社会分野に充当され、政府の再建・再開発への取り組みにより、2015 年を期限とする MDGs の達成に向けた進展が加速されている。」

「しかし、同氏はいくつかの遅れを指摘しており、特に、妊産婦死亡率については、他分野と同じ水準の改善が見られず、熟練した助産師の介助率は 48% を若干下回る数字で推移し続けている。」

「また、就学については改善が見られたが、アンゴラの子どものうち、予定通りに初等学校を修了するのは 35% のみであり、2002 年に終結した 27 年間の戦争中に教育を受けることができなかった人々が依然として数多く残っている。」

「さらに、Vanormelingen 氏は、水処理と衛生設備分野が後退しており、安全な飲用水を利用できる人々は 42%のみであり、基本的な衛生設備の利用は 60%であると指摘した。」
[24]

公文書および国籍

23.13 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように指摘されている。

「市民権は、アンゴラ領土内で生まれた者もしくはアンゴラ人の両親から生まれた者に付与される。しかしながら、政府は、すべての出生を速やかに登録しておらず、活動家の報告によると、都市および農村の多くの子どもが登録されないままとなっている。政府は、未登録の子どもが教育制度を利用することを許可せず、出生証明書や身分証明書の手数料は、貧しい家族にとって、依然として法外に高額であった。公式登録運動は 2004 年に終了したが、政府は UNICEF [国際連合児童基金]と協力して、未登録の子どもの特定と支援を継続し、経済的問題が証明された家族については、手数料を賄うための限定的な補助金を提供した。政府は、この 1 年間、診療所や産科病棟での出生証明書を発行するとしてこれまでの計画を実施した。」 [2a] (セクション 6)

23.14 アンゴラ政府が国際連合人権理事会の普遍的定期審査作業部会に提出した 2009 年 12 月の報告書によると：

「10 月 19 日[1985 年]付の条例第 10/85 号第 1 条に従えば、国民の氏名は、与えられた名と家族の姓から成る。出生登録の手続きと個人の記録簿の発行があり、これらは身分証明書の取得の際に必要であり、国民の身元を保護するのに役立つ。一時、何十万人もの子どもたちが当該権利を奪われており、政府は出生登録を無料とするキャンペーンに 2 回着手し、1998 年には 658,620 人、2001 年には 220 万人の登録を扱った。死亡登録は、死亡率および罹病率を管理するために、無料となっている。」

「5 月 14 日[2007 年]付けの行政命令第 31/07 号では、5 歳までの子どもには手数料の支払いが免除され、8 歳から 11 歳までの子どもに身分証を発行するとしている。登録業務は、市役所および地方出張所だけでなく、病院や産科診療所、母子健康センター、子どもが生まれるその他の場所でも実施が可能となっている。この制度は地域社会にも広がりを見せており、これにより、すべての子どもが、この権利を享受できるようになるであろう。」

「父親または母親がアンゴラ国籍を有する子どもは、生まれたのがアンゴラ内でも海外でも、自動的にアンゴラ国籍を得る。これは、アンゴラ国籍を取得する父親または母親をもつ未成年の子どもや法的能力に欠ける子どもにも与えられる。こうした子どもには、法定年齢に達した際に、もう一方の国籍を選択する自由がある。アンゴラで生まれた国籍を持たない子どもや、親が特定されずにアンゴラで生まれた子ども、親の国籍が不明もしくは親の国籍がない子どもには、アンゴラ国籍を有する資格が付与される。こうした事例については、すでに起草され、国民議会による承認を待つ新しい国籍法（7月1日[2005年]付第1/05号）が可決されれば、さらなる進展があるだろう。」 [35a]

国籍に関する詳しい情報については、「市民権および国籍」のセクションを参照のこと。

24. 人身売買

概要

24.01 米国国務省が 2010 年 6 月 14 日に発表した「2010 年人身売買報告書」では、以下のように記されている。

「アンゴラは人身売買の供給源かつ目的地となっており、男性、女性および子どもがその対象となり、特に、強制売春や強制労働の条件下にさらされている。人身売買の犠牲者は、国内において、農業分野や建設現場で、また家庭内奴隷として強制的に働かされ、小規模なダイヤモンド鉱山でも強制労働させられていると言われている。アンゴラの女性と子どもは、国際的な性的目的の人身売買ではなく、国内で犠牲になっていることが多い。女性および子どもは、南アフリカ、コンゴ民主共和国 (DRC)、ナミビアおよび主にポルトガルをはじめとするヨーロッパ諸国へ売買されている。人身売買業者は、複数の少年をナミビアに連れて行き、牛の家畜番として強制労働させている。また、ナミビアとアンゴラとの違法な越境貿易で、輸入税を回避する手口の一環として、子どもたちに運搬係の役割を強要している。DRC からの非合法移住者はアンゴラのダイヤモンド鉱山地帯に自主的に入山しているが、一部の者は、採掘キャンプで強制労働または売春の対象となったと後に伝えている。」 [2d]

24.02 国際通信社の 2008 年 3 月 20 日付のレポートでは、以下のように述べられている。

「アンゴラでは、女性と子どもが主な対象である人身売買の問題についての認識がほとんどなく、拡大しつつある現象を嚴重に取り締まる法律もない。」

「アンゴラ内務省の協力・交流長である Paulino Cunha da Silva 氏は、火曜日と水曜日 [2008 年 3 月 18 日、19 日]に開催されたワークショップで、この国には人身売買を撲滅するための法律に欠けていると認めた。」

「ワークショップは、国際移住機関 (IOM) の後援によるものであった。」

「Cunha da Silva 氏は、アフリカのほぼ全ての国々で発生している人身売買との闘いで成果を得るためには、アンゴラが法律を改正し、その対策措置を改善する必要があるとの認識を示した。」

「... アンゴラ当局者によれば、人身売買業者は、空路・海上・陸上の輸送路だけでなく、

インターネットも行使しているので、人身売買を根絶するには、民間の協力が必要とされる。」

「人身売買を撲滅し、犠牲者の無防備さを低減させるには、国連総会で採択されたミレニアム開発目標（MDG）が貧困の撲滅、ジェンダー平等の達成、さらに教育利用、医療、雇用の改善に焦点を当てていることから、これらの目標を実現させることが各国にとって必要不可欠であると Cunha da Silva 氏は述べた。」

「... 13年にわたるポルトガルとの独立戦争（1961年～1974年）と37年（訳注：原文ママ）にわたる内戦（1975年～2002年）で荒廃したアンゴラは、人口の大部分が若者と極貧の人々で占められ、社会的不平等によって二極化し、広大な国境地帯を有しており、これらすべての要素が人身売買の一因となっている。」

「多くの場合において、アンゴラから売買された女性と子どもは、隣国のナミビアに連行されているが、アフリカ大陸全体で南アフリカが最大の受給国であるとワークショップでは締めくくられた。」

「法律およびその他の法的な枠組みの新設がワークショップで合意された主要戦略であり、それらなしでは、アンゴラのように、人身売買が簡単にお金を稼げるビジネスになってしまう。」

「... IOM の Katharina Schnoring アンゴラ代表は、アフリカ南西部に所在を置くリスボンの複数の新聞社からのポルトガル人特派員らに、IOM とアンゴラ内務省は、人身売買に関する調査を協力して行っており、その結果は6ヵ月以内に公開されると述べた。」

「アンゴラの実情に関する正確なデータはないが、『証拠があり』、犯罪を撲滅するための効率的な仕組みが構築されるならば、その重要性に対する明確な考えがすぐに見られるだろう。『犯罪の性質上、現時点で、犠牲者の数を言葉で示すのは難しい』と Schnoring 氏は述べた。」

「『人身売買の犠牲者は全く保護を受けていないので、人身売買の犠牲者と不法入国者とを区別すること』が必要であると IOM 職員は強調した。」

「国際連合の子どものための機関である UNICEF によると、アンゴラの多くの子どもたちがナミビアに連行され、男の子と時には女の子が強制労働者になっている証拠が存在する。多くの女の子が、仕事の機会や教育、さらには結婚という虚偽の約束で、移住をそそのか

されている。2006年、IOMは、南アフリカ、コンゴ民主共和国（DRC）、モザンビーク、ナミビア、ザンビアおよびジンバブエにおける人身売買撲滅の援助計画に関係しているアフリカ南西部の政府と人々の意識を向上させるために、アンゴラおよび周辺諸国でキャンペーンを行った。」[23c]

人身売買に対する政府の取り組み

24.03 米国国務省「2010年人身売買報告書」では、以下のように記されている。

「アンゴラ政府は、人身売買を排除するための最低基準を完全に実施していない。しかしながら、排除に向けた著しい努力をしている。政府は、アンゴラでの人身売買の危険性について国民に説き、人身売買を禁止するために憲法を改正し、国庫収入が大幅に落ち込み、次いで国家予算が削減されたにもかかわらず、反人身売買活動の資金基準を維持した。政府は、サッカー国際大会期間中の人身売買を防止するために、複数の事前措置を講じ、人身売買の犠牲者を特定し、より多くの反人身売買の捜査官と調査官とを訓練し、主要国境検問所での取り締まりを厳しくした。しかしながら、人身売買違反は1件も摘発されず、犠牲者のための支援は最小限であった。」

「...2010年2月5日に発布された新憲法は、人身売買および臓器売買を禁止しているが、アンゴラには、人身売買のあらゆる形態を禁止する特別な法律はない。刑法は未だ修正されておらず、これらの規定は当局者が人身売買に対して実施することができるような形で反映されていない。刑法第390条～395条は、強制売春、強制労働または奴隷労働を禁止し、懲役2年～8年の刑罰を定めており、これは十分に厳罰で他の重犯罪に定められた刑罰に見合ったものである。政府の報告によれば、この1年間で、これらの法律に従った人身売買またはその関連犯罪に対する捜査も起訴もなかった。捜査または刑事判決に関する統計は、公的に入手不可能である。政府はIOMとの連携を強化しており、IOMは、人身売買の認識および人身売買に対処するための効率的な方策に関する訓練を、警察官251人、法律執行官359人、検察官40人、26のNGO、利害関係者51人に提供した。地方レベルでは、警察官と軍当局者が、ルンダ・ノルテ県およびルンダ・スール県のダイヤモンド鉱山への外国人違法入山に手を貸しており、その外国人の一部は、採掘キャンプで強制労働または強制売春の犠牲者となっていると言われている。」

「... アンゴラ政府は、この調査報告期間にわたって、人身売買を防止する努力をささやかながら行った。内務省（MOI）の高官と官僚は、この評価期間中、人身売買を糾弾する公式声明を行い、本件に関する意識向上を行った。」[2d]

保護

24.04 米国国務省「2010年人身売買報告書」では、以下のように記されている。

「過去 1 年間、政府は、人身売買の犠牲者が援助を確実に受けることができるように、多少の努力を続けた。政府は、人身売買の犠牲者の保護および支援に関して、宗教機関、市民団体機関、国際機関に大きく依存し続けている。当局は、2009 年の最終四半期に、人身売買の被害者 33 人を特定し、支援提供者のもとへ送った。NGO は、アンゴラでの人身売買が増えているのではなく、市民の認識が向上し、報告がよりなされることで、特定される犠牲者の数が近年増えていると考えている。政府の全国子ども協議会 (INAC) は、UNICEF と協同して、18 の子ども保護ネットワーク (CPNs) を継続して運営しており、人身売買やその他の犯罪の犠牲になった 9 歳から 16 歳までの間の子どものための緊急『SOS センター』として機能している。犠牲になった 9 歳未満の子どもが利用できる被害者支援は見られなかった。CPN は、救急サービス、医療、法的・社会的支援および家族再統合を行った。被害者と思われる不特定多数の 17 歳以上の者については、政府後援の NGO であるアンゴラ女性組織 (OMA) が提供するシェルターおよび支援が政府職員により紹介された。取締機関、移民局および社会サービスの職員は、人身売買の危険性が高い人に接触するが、その中から人身売買の犠牲者を積極的に特定していく正式な制度を持たない。政府は犠牲者に対して長期間の支援を提供しておらず、人身売買の外国人犠牲者には一時居住権も永住権も付与していない。反人身売買法は、現在、人身売買の外国人犠牲者に、亡命希望者に提供されるのと同種類の社会的支援、住居および法的保護が提供されるとの規定を含んでいる。アンゴラ法律では、性的目的の人身売買の犠牲者は、その人身売買業者に対して刑事訴訟を起こすことはできるが、補償を求めることはできない。しかし、強制労働または奴隷労働の被害に対する補償については、法律で規定されている。現在の法律は、外国人犠牲者を困窮や報復に直面するかもしれない国に戻すか、人身売買されたことに対する直接的な結果として起こる犯罪の起訴から解放されること以外の法的代替案を規定していない。」 [2d]

25. 医療問題

医療および医薬品の利用可能性についての概要

25.1 ウェブサイト everyculture.com が発表した情報（2010年7月6日にアクセス）によれば、「全住民の世話をするに十分な医者がない。推定によれば、10,000人につき、たった1人の医者しかおらず、アフリカでも低い割合である。民間医療施設が存在し、より高い水準の医療を提供している。」 [26]

25.2 「グローブ・アンド・メール」（カナダの新聞社）が2010年4月7日に公表した、アンゴラの貧弱な医療サービスと外国人医師への依存度についての報道では、以下のよう

に述べられている。

「それらの部屋には、X線機器、車輪付き担架、椅子および薬品棚が備え付けられている。掲示板は準備完了。駐車場も整っている。敷地は花と植物できちんと景観整備されている。」

「しかし、地方都市マタラにある125床のこの病院は、昨年後半[2009年]に中国人の建設労働者の手によって完成してから、利用されていない。電気接続が不足している。正面玄関に通じる道がない。そして、最も重要であるスタッフが足りない。病院には248人のスタッフが必要だが、44人しかいない - 別の場所のクリニックを以前よりもさらに厳しい状況にして、既存の保健所から引き抜かなければならない。」

「... 簡単に言えば、これは、アンゴラのジレンマである。有り余るお金と不十分な医療。壮大な新しい建物には、いるべきはずの医者がない。多くの他の新興国と同様に、石油による富がこの問題に対する解決策ではないことが明らかになってきている。」

「数字の見通しは暗い。アンゴラ経済は好景気に沸き、2004年以降の年間成長率は7%以上であり、中国の中産階級の人口の比率とほぼ同程度である。350億ドル（米）という政府の年間予算は、アフリカ南部で最大規模のうちの1つである。しかし、それは優れた医療につながっていない。平均的なアンゴラ人は42歳までしか生きられず、世界でも最悪の平均寿命である。」

「... マタラ近郊地区の人口は230,000人であるが、たった1人の医者しかいない - ロシア人のAydar Nuretdinov 内科医は、アフリカで働くことを常に夢見て、アンゴラで奉仕活動を行うことにした。」

「... 県都であるルバンゴの中央診療所にも、アンゴラ人の医師はいない。そのかわり、町は、アンゴラとキューバとの二国間契約を受けてアンゴラに配属されたキューバ人医師に頼っている。」 [27]

HIV/AIDS - 抗レトロウイルス治療

25.03 「アフリカ・レビュー」が 2010 年 4 月 27 日に公表したレポートでは、以下のよう
に記されている。

「アンゴラでは、推定 500,000 人が HIV/エイズウイルスを患っており、罹患率は 2.4%
であるとロビー団体職員は語った。」

「アンゴラ・エイズ・サービス組織ネットワーク (Anaso) のアントニオ・コエーリョ
(António Coelho) 事務総長は、HIV/エイズウイルス患者の在宅ケアに関する国内セミナー
を通じて、現況を打ち明けた。」

「コエーリョ博士は、感染者 500,000 人のうち 28,000 人が抗レトロウイルス治療を受けて
いると語った。」

「ルアンダ、カビンダおよびクネネが、全国 18 県のうちで最も感染者の多い県であり、HIV/
エイズの症例の 75%を占めるとコエーリョ博士は述べた。」

「2009 年～2012 年のアンゴラ政府計画は、全国医療制度の再構築と HIV/エイズ罹患率の
3%低減に重点を置いている。」 [28]

25.04 国際連合 IRIN 「エイズ計画国別概要：アンゴラ編」 [日付なし] (2010 年 7 月 7 日
にアクセス) では、以下のように記されている。

「アンゴラの HIV 対応策における政治主導は最高レベルである。エイズおよびその他の風
土病を撲滅するための全国委員会 (CNLCSGE) は、共和国大統領と連携し、14 の関係省
庁から構成される。」

「非政府組織ネットワークであるアンゴラ・エイズ・サービス組織ネットワーク (ANASO)
は、エイズ対策を行っている非政府組織の調整を行う。すべての宗教機関を代表する Rede
Esperança のような他の機関も存在する。」

「2004年11月、HIVおよびエイズに関する法律が認可され、伝染病に対する国家的対策の強化と、国および種々の国家機関の責任の明確化をなす、法律上の大きな進歩となった。これに先立って、閣僚会議は、2004年7月に、HIV/AIDS、雇用および職業訓練に関する規程を含む行政命令を認可していた。」

「抗レトロウイルス治療は、政府に負わされた責任であり、2004年に医療制度へ導入された。治療を行う基盤が整備されるにつれて、適用範囲は徐々に広がっているが、依然として十分でない。学校の斡旋や食料の供給、医療扶助の提供などの支援活動が、UNAIDSの援助を受けた市民団体のメンバーらによって、孤児および他の弱い立場の子どもたちに対して - 主にルアンダにて - 行われた。」 [29b]

精神衛生

25.05 世界保健機関の精神衛生アトラス 2005年版によると：

「精神衛生は、[アンゴラの]一次医療制度の一部ではない。重度の精神障害に対する実際の治療は、一次レベルでは利用不可能である。精神衛生の施策がないため、一次レベルの設備がない。一次医療専門家の定期訓練は、精神衛生分野では行われていない。精神障害を持つ患者のための地域ケアの設備がない。地域設備が不十分であるのは、人材育成が欠如しているためである。」

「... 次に挙げる治療薬剤は、この国の一次医療レベルで概ね利用可能である。カルバマゼピン、フェノバルビタール、フェニトインナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドール、リチウム。価格は、常に流動的であり、薬剤の在庫に左右される。」 [30]

26. 移動の自由

26.01 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「憲法および法律は、国内の移動、海外旅行、海外移住および帰国の自由を規定している。しかしながら、政府は、これらの権利を実際には規制することが時折あった。政府は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関およびその他の人道組織と協力して、国内避難民（IDP）、帰国難民、亡命希望者および不安を抱くその他の人々に保護と支援を提供した。」

「農村地域にある政府検問所や県境および国境の検問所での財物強要および嫌がらせが、旅行の権利を侵害している。警察による財物強要は、主要な商業路である都市部では日常的なことであった。政府および民間警備会社は、ダイヤモンド採掘指定地への出入りを制限した。採掘許可地の近くに住む住民は、水の確保を含めてどんな目的であれ、出入りを一様に拒否された。」 [2a]（セクション 2d）

27. 外国人難民

27.01 米国国務省「2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編」では、以下のように記されている。

「政府は、1951年の難民の地位に関する国連条約、1967年の難民の地位に関する議定書および1969年のアフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律するアフリカ連合条約の締結者である。国の法律は亡命者または難民への地位付与を定め、政府は難民保護制度を設けた。」

「政府は、生命や自由が脅かされるおそれがある国への追放または帰還する難民に対し、ある程度の保護を提供した。10月[2009年]、政府およびUNHCRは、内戦以降、国外に残留している200,000人以上の難民を帰還させるために、共同の取り組みを再開した。」[2a]
(セクション2d)

27.02 2009年10月13日付のBBCニュース報道では、以下のように述べられている。

「アンゴラとコンゴ民主共和国は、大量の国外退去処分が数千人の路上難民を生んだことを受け、互いの国民の追放処分を止めることに合意した。」

「アンゴラ当局は、ここ数日、コンゴ民主共和国から追放された20,000人以上の人々への対応に苦心している。」

「大勢の人々が、長期にわたったアンゴラ内戦から逃れ、何十年もそこで生活していた。」

「コンゴ民主共和国が彼らを追放したのは、ダイヤモンド鉱山で違法に働いていた数千人のコンゴ人をアンゴラが正式に国外退去したことへの明らかな報復であった。」

「BBC キンシャサの Thomas Fessy 記者は、アンゴラから強制退去される間の略奪および性的暴行について、追放されたコンゴ人の一部が訴えていると言う。」

「... コンゴとアンゴラは、両国の国境からの国外退去を一時中断することに合意した」とコンゴ民主共和国 Lambert Mende 情報相はBBCに語った。

「アンゴラがこの問題に終止符を打つためにキンシャサに代表団を送った後に、この声明

が出された。」

「不法移住者に対する措置のみを講じていると両国は語っている。」 [6d]

28. 市民権および国籍

28.01 米国外務省の 2001 年 3 月「世界の国籍法」報告 (2010 年 7 月 5 日にアクセス) では、以下のように記されている。

「市民権：国籍法は、1991 年 5 月 13 日付法律第 13/91 号に基づくものである。

出生によるもの：アンゴラ共和国内での出生は、自動的に市民権を付与するものではない。唯一の例外は、アンゴラで生まれた子どもで、その両親が特定できないか、両親が国籍を持たない場合である。

家系によるもの：出生国を問わず、少なくとも片方の親がアンゴラ国民である子ども。

結婚：アンゴラ国民と結婚する外国籍の者は、結婚後に市民権の申請を行うことができる。結婚によりアンゴラ市民権を取得する外国人配偶者は、結婚が誠意を持って交わされるのであれば、離婚または結婚無効となる時まで、その市民権を維持することができる。

帰化によるもの：アンゴラ市民権は、以下の条件が満たされる場合に取得できる。法定年齢 (18 歳) であること、アンゴラに合計で最低 10 年間居住していること、確立した支援または生計の手段を有していること、およびアンゴラの社会に溶け込むことができる者。

二重国籍：認められない。例外：海外でアンゴラ人の両親から生まれた子どもは、出生国の国籍を取得し、18 歳に達するまで二重国籍を維持することができるが、18 歳に達した時には 1 つの国籍を選択しなければならない。

市民権の喪失

自発的によるもの：アンゴラ市民権の自発的放棄は法律で認められている。詳細および必要な書類手続きに関しては大使館に連絡すること。新しい市民権の証明が必要とされる。

非自発的によるもの：アンゴラ市民権の非自発的喪失は、以下の理由による。外国籍を自発的に取得する場合。帰化市民が国家反逆罪の有罪判決を受ける場合。帰化市民が外国軍隊に務める場合。帰化による市民権が不正または偽造文書によって取得された場合。」 [16]

「子ども」 - 「公文書および国籍」 も参照のこと。

29. 雇用に関する権利

29.01 米国国務省「2009年国別人権状況報告書」では、以下のように記されている。

「憲法および法律は、労働者が単一組合を組織し、それに加入する権利を規定しており、実際に、労働者はこの権利を行使した。しかしながら、政府の承認が必要とされる。」

「法律により、組合は政府の干渉を受けることなく、その活動を行うことができるとされているが、政府はこの権利を保護しなかった。国営組合から独立した労働組合は、自らの影響力を向上させようと尽力したが、政党と労働組合との間の歴史的なつながりをもって、与党 MPLA が労働運動を掌握し続けた。」

「労働者はストライキを行う権利を有するが、ストライキを合法とみなされるようにするためには、厳しい役所手続きに従わなければならない、政府はストライキ権を拒否することができ、もしくは労働者に仕事に復帰するよう義務付けることができる。前年と違い、国内でのストライキは行われなかった。しかしながら、2007年、政府は、ルアンダの教師やベンゲラの看護師による複数のストライキを違法であると宣告した。ルアンダの教師らは、仕事に戻るよう命ぜられ、もし従わないならば解雇すると脅された。」

「... 団体交渉権に関する法的制限はないが、実際には交渉が制限された。政府は国の最大雇用主であり、行政・雇用および社会保障省（MAPESS）が賃金を一元管理した。」

「法律は反組合的な差別を禁止し、労働者の訴えが労働裁判所で裁かれることを規定している。この法律に従って、雇用主には、組合活動の理由で解雇となった労働者を復職させることが求められる。しかしながら、司法制度はこれらの規定を履行していなかった。」 [2a] (セクション 7a)

「子ども」 - 「児童就労」も参照のこと。

附録A：主な出来事の年表

1885年 カビンダがシムランブコ条約の下に保護領となる。[29c]

(国際連合 IRIN 「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1951年 アンゴラの地位がポルトガル植民地から海外州となる。[1] (外務英連邦省「国別概要：アンゴラ編」、2010年6月25日)

1956年 アンゴラ解放人民運動 (MPLA) の結成。[1]

(外務英連邦省「国別概要：アンゴラ編」、2010年6月25日)

ポルトガル政府がカビンダとアンゴラとの間に行政連合を創設する。[29c] (国際連合 IRIN 「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1958年 アンゴラ国民解放戦線 (FNLA) の結成。[1]

(外務英連邦省「国別概要：アンゴラ編」、2010年6月25日)

1960年 カビンダの独立を模索する2つの組織 - カビンダ飛び地解放運動とマヨンベ同盟 - が結成される。[29c] (国際連合 IRIN 「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1963年 ポルトガルからのカビンダ県独立の達成を目指して、カビンダ飛び地解放戦線 (FLEC) が結成される。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

1966年 アンゴラ全面独立民族同盟 (UNITA) の結成。[1] (外務英連邦省「国別概要：アンゴラ編」、2010年6月25日)

1967年 FLEC がコンゴ民主共和国を拠点にした亡命政府を樹立する。[29c] (国際連合 IRIN 「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1975年 1月：カビンダは「アンゴラの固有の領土であり、不可分の一部」と宣言したアルヴォール協定が、アンゴラ国民解放戦線 (FNLA)、MPLA およびアンゴラ全面独立民族同盟 (UNITA) により調印される。[29c] (国際連合 IRIN 「カビンダ年表」、2010年1月12日)

11月11日：アンゴラ解放人民運動 (MPLA) がポルトガルからのアンゴラ独立を宣言する。アゴスティニョ・ネットがアンゴラ初代大統領となる。UNITA アンゴラおよび FNLA がウア

ンボ内陸地を拠点とした対立連合政府を形成する。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

1977年 FLECの分裂。カビンダ解放戦線の軍事司令部がFLECの再編成と新しい民主主義基盤を求める運動の再組織を主張する。[29c] (国際連合IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1979年 ネット大統領が癌で病死する。ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス計画大臣が新大統領に就任する。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

1980～85年 FLECの再分裂とアントニオ・ベント・ベンベ指揮によるカビンダ飛び地解放戦線 - 革新 (FLEC-Renovada) および FLEC-FAC (カビンダ軍) の結成。[29c] (国際連合IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1981年 5月 : FLECに所属し、アンゴラ本土にある戦略的経済対象や学校、病院を狙って爆弾攻撃を行った罪で、6人が死刑判決を受ける。[29c] (国際連合IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1985年 2月 : MPLA政府とFLECとの間で、停戦が合意される。しかし、公式な解決には至らず。[29c] (国際連合IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

1989年 ドス・サントスとサヴィンビが停戦に合意するも、2ヶ月のうちに破綻する。[38a] (ロイター通信社「年表：アンゴラ現代史における主な出来事」、2008年9月7日)

1991年 5月 : ドス・サントスとサヴィンビがリスボンで和平協定に署名し、これにより複数政党制度がもたらされる。[6a] (BBCニュース「年表：アンゴラ編」、2010年5月11日) 和平協定はビセス合意と呼ばれた。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

1992年 9月 : 大統領選挙および議会選挙が行われ、概ね自由公正であったと国際連合監視員により認められる。ドス・サントスがサヴィンビを上回る票を獲得し、サヴィンビはこの結果を認めず、ゲリラ戦を開始する。[6a] (BBCニュース「年表：アンゴラ編」、2010年5月11日)

1993年 1月 : MPLAとUNITAとの間で、内戦が再開する。[29c] (国際連合IRIN「カ

ビンダ年表]、2010年1月12日)

1994年 ルサカ和平協定が調印される。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

1998年 3月：UNITA が事実上の動員解除を宣言する。アンゴラ政府は組織を公認する。[38a] (ロイター通信社「年表：アンゴラ現代史における主な出来事」、2008年9月7日)

12月：アンゴラ政府が UNITA に対する攻撃に着手する。[38a] (ロイター通信社「年表：アンゴラ現代史における主な出来事」、2008年9月7日)

2002年 4月4日：アンゴラ政府および UNITA がルエナ停戦覚書 (MOU) に調印し、サヴィンビの死後、事実上確立されていた停戦が正式なものとなる。UNITA は、MOU に従って、1994年のルサカ和平協定における和平の枠組みを再確約し、すべての残りの領土をアンゴラ政府の統制に戻し、全兵士を既定の場所に宿営させ、すべての武器を放棄した。[2b] (米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日)

8月：UNITA がその武装集団を解体する。アンゴラ防衛相が内戦終結を宣言する。[6a] (BBC ニュース「年表：アンゴラ編」、2010年5月11日)

2003年 6月：UNITA - 現時点で政党 - がイサイアス・サマクヴァを新しい指導者として選出する。[6a] (BBC ニュース「年表：アンゴラ編」、2010年5月11日)

2004年 9月：FLEC と FLEC-FAC が合併して FLEC となり、カビンダの将来的地位についての対話にアンゴラ政府を引き入れようとする。[29c] (国際連合 IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

2005年 7月：カビンダの FLEC に対し、FAA が大規模な攻撃に乗り出す。[29c] (国際連合 IRIN「カビンダ年表」、2010年1月12日)

2006年 4月：アンゴラ政府と UNITA 反逆者が停戦協定に署名し、武力衝突が終結する。[38a] (ロイター通信社「年表：アンゴラ現代史における主な出来事」、2008年9月7日)

8月：FLEC が政府との停戦および恩赦の合意に署名する。それにもかかわらず、戦闘が続く。[37] (カビンダに関するグローバルセキュリティーレポート、2010年1月)

2007年 2月：ドス・サントス大統領が、2008年に議会選挙を、2009年に大統領選挙を行うと宣言する。[6a] (BBC ニュース「年表：アンゴラ編」、2010年5月11日)

2008年 9月5日：アンゴラは議会選挙 - 1992年以來初 - を行った。選挙日に技術上の問題が生じたため、いくつかの選挙区では投票が9月6日まで延長された。MPLAが有権者数の81.6%を獲得し、220議席のうち191議席を得た。残りの29議席は、UNITA（16）、PRS（8）、FNLA（3）および新民主主義連合（2）が獲得した。[2b]（米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日）

2010年 2月5日：新憲法が制定される。ドス・サントス大統領は、新憲法の署名後、国政選挙を2012年に行うと宣言した。[2b]（米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日）

2月8日：ドス・サントス大統領が新政府に宣誓した。[2b]（米国国務省「背景ノート：アンゴラ編」、2010年3月22日）

附録B：政治組織

民主アンゴラ・連合

総裁（代行）Kengele Jorge。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

アンゴラ友愛フォーラム連合

1997年創立。党首Artur Quixona Finda。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

進歩民主党・アンゴラ国民同盟（PDP-ANA）

1991年創立。議長Sediangani Mbimbi。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

社会革新民主党

2009年創立。党首：Lindo Bernardo Tito。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

カビンダ飛び地解放戦線（FLEC）

カビンダ県独立を標榜する分離独立運動。1963年結成。1980年代に、カビンダ飛び地解放戦線 - カビンダ軍（FLEC-FAC）および FLEC - 革新（FLEC-R）が創立され、FLEC の諸派が結成される。各諸派がカビンダ独立を目指し、異なる戦略を推し進めた。[33]（『世界の革命運動と反体制運動』、2004年第4版）

アンゴラ国民解放戦線（FNLA）

指導者：ホールデン・ロベルト（Holden Roberto）（派閥の長）、Ngola Kabango（ロベルト派事務局長）、Lucas Ngonda（派閥の長）、Francisco Mendes（Ngonda派事務局長）。UPA と PDA の合併により、1962年3月に創立。[32]（『世界の政党』、2005年第6版）

アンゴラ全面独立民族同盟（UNITA）

指導者：イサイアス・サマクヴァ（Isaias Samakuva）（議長）、Ernesto Mulato（副議長）、Mario Miguel Vatuva（書記長）。UNITA は、FNLA の離脱派により、1966年3月に創立された。[32]（『世界の政党』、2005年第6版）

民主刷新党（PRD）

議長：Luís da Silva dos Passos。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

社会革新党（Party for Social Renewal：PRS）

総裁：Eduardo Kwangana。

幹事長：João Baptista Ngandajina。[41]（ヨーロッパ・ワールド・オンライン）

アンゴラ解放人民運動 (MPLA)

指導者：ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス (José Eduardo dos Santos) (大統領)、Antonio Pitra Costa Neto (副大統領)、Juliao Mateus Paulo 将官 (書記長)。MPLA は、2 つの民族主義運動の合併により、1956 年に創立された。ポルトガルが 1975 年に統治権をアンゴラ人に譲渡したため、MPLA はアンゴラ人民共和国を宣言し、新独立国の事実上の初政府となった。当政党は、未だ与党である。[32] (世界の政党、2005 年第 6 版)

附録C：略語一覧

AI	アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	女性差別撤廃委員会
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
CRC	子どもの権利に関する条約
EU	欧州連合
FCO	外務英連邦省（英国行政機関）
FGM	女性性器切除
FH	フリーダムハウス
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICG	国際危機グループ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
NGO	非政府組織
STD	性感染症
TB	結核
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UK	英国
UN	国際連合
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WHO	世界保健機関

附録D：参考文献

内務省は、外部ウェブサイトの内容について責任を負うものではない。

[1] 外務英連邦省（英国行政機関）<http://www.fco.gov.uk/>

国別概要：アンゴラ編、2009年6月25日更新版

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-/country/country-profile/sub-saharan-africa/angola>

アクセス日：2010年6月17日

[2] 米国国務省 <http://www.state.gov/>

a 2009年国別人権状況報告書：アンゴラ編、2010年3月11日

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/af/135937.htm>

アクセス日：2010年6月21日

b 背景ノート：アンゴラ編、2010年3月22日

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/6619.htm>

アクセス日：2010年6月21日

c 2009年国際的な宗教の自由に関する報告書：アンゴラ編、2009年10月26日

<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127216.htm>

アクセス日：2010年6月24日

d 2010年人身売買報告書、2010年6月14日発表

<http://www.state.gov/documents/organization/142981.pdf>

アクセス日：2010年7月5日

[3] 中央情報局 <https://www.cia.gov>

ワールド・ファクトブック：アンゴラ編、2010年5月27日更新版

<http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ao.html>

アクセス日：2010年6月16日

[4] 戦争抵抗者インターナショナル

国際連合人権理事会のアンゴラを対象にした普遍的定期審査に対する国際良心と平和のための税のアンゴラに関する提言、2010年2月

<http://www.wri-irg.org/node/8615>

アクセス日：2010年6月25日

[5] アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org>

a 年次報告書 2010 : アンゴラセクション、2010 年 5 月 28 日

http://www.thereport.amnesty.org/sites/default/files/AIR2010_AZ_EN.pdf#page=9

アクセス日 : 2010 年 6 月 21 日

b 2009 年の死刑判決と死刑執行、2010 年 3 月

<http://www.amnesty.org/en/library/info/ACT50/001/2010/en>

アクセス日 : 2010 年 6 月 22 日

c 国際連合人権理事会に提出されたアンゴラの普遍的定期審査への提言、2009 年 9 月 1 日

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFT12/005/2009/en/84202b5f-9f2a-4082-ab4c-85011df682c8/afr120052009eng.html#sdfootnote15sym>

アクセス日 : 2010 年 8 月 23 日

[6] 英国放送協会 (BBC) <http://news.bbc.co.uk/>

a 年表 : アンゴラ編、2010 年 5 月 11 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1839740.stm

アクセス日 : 2010 年 6 月 24 日

b 国別概要 : アンゴラ編、2010 年 5 月 11 日

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1063073.stm

アクセス日 : 2010 年 6 月 24 日

c トーゴサッカー選手、待ち伏せされ、銃撃される、2010 年 1 月 8 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8449319.stm>

アクセス日 : 2010 年 6 月 24 日

d コンゴおよびアンゴラ『国外退去終結』、2009 年 10 月 13 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8304282.stm>

アクセス日 : 2010 年 8 月 25 日

[7] ジェーンズ・センチネル<http://sentinel.janes.com> (定期購読者によるアクセスのみ)

国別リスク評価 : アンゴラ編、国防軍セクション (2010 年 1 月 26 日付)

アクセス日 : 2010 年 6 月 22 日

[8] 子ども兵<http://www.child-soldiers.org/home>

子ども兵グローバル・レポート 2008 : アンゴラセクション、2008 年 5 月 20 日

<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/angola>

アクセス日 : 2010 年 6 月 25 日

[9] Travlang.com <http://www.travlang.com>

アフリカの言語[日付なし]

<http://download.travlang.com/Ergane/africa.htm>

アクセス日：2010年6月16日

[10] ワールド・トラベル・ガイド<http://www.worldtravelguide.net/>

アンゴラの祝祭日、2010年11月[日付なし]

http://www.worldtravelguide.net/country/10/public_holidays/Africa/Angola.html

アクセス日：2010年6月16日

[11] アフリカの汚職と統治に関する情報ポータルサイト（IPOC）

<http://www.ipocafrika.org/>

新憲法でさらに強化されたアンゴラ大統領（ロイター通信社）、2010年1月21日

http://www.ipocafrika.org/index.php?option=com_content&view=article&id=219:angolan-president-seen-stronger-in-new-constitution&catid=35:corruption-news&Itemid=82

アクセス日：2010年6月21日

[12] ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）

a ワールドレポート2010：アンゴラセクション、2010年1月20日

<http://www.hrw.org/en/node/87450>

アクセス日：2010年6月25日

b 窮地に追い込まれて、2009年6月22日

<http://www.hrw.org/en/reports/2009/06/22/they-put-me-hole>

アクセス日：2010年6月29日

c アンゴラでの透明性と説明責任の確保、2010年4月13日

<http://www.hrw.org/en/node/89454/section/1>

アクセス日：2010年7月22日

d アンゴラ：カビンダ人権擁護者に対する最終事例、2010年6月23日

<http://www.unhcr.org/refworld/country...AGO..4c247e212c.0.html>

アクセス日：2010年7月22日

[13] フリーダムハウス<http://www.freedomhouse.org/>

世界の自由度2010報告書：アンゴラセクション、2010年5月3日

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&country=7769&year=2010>

アクセス日：2010年6月21日

[14] トランスペアレンシー・インターナショナル<http://www.transparency.org>

2009年腐敗認識指数、2009年11月公開

http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table

アクセス日：2010年4月27日

[15] 国際レズビアン・ゲイ協会 (ILGA) <http://ilga.org>

国家的ホモフォビア：同意した成人間の同性愛行為を禁止する法律の国際調査、2010年5月更新版

http://old/ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2010.pdf

アクセス日：2010年6月24日

[16] 米国外務省 <http://www.omp.gov/>

世界の国籍法 - アンゴラセクション、2001年3月

http://www.multiplecitizenship.com/wscl/ws_ANGOLA.html

アクセス日：2010年7月5日

[17] XE <http://www.xe.com>

万国通貨コンバータ[日付なし]

<http://www.xe.com/ucc/>

アクセス日：2010年6月17日

[18] イェール大学ロースクール (米国) <http://www.law.yale.edu/>

2005年子ども世界調査結果

<http://www.law.yale.edu/rcw/rcw/jurisdictions/afm/angola/frontpage.htm>

アクセス日：2010年7月5日

[19] アンゴラ憲法、2010年1月21日

アンゴラ憲法の英語翻訳版[日付なし]

<http://www.comissaoconstitucional.ao/pdfs/constituicao-da-republica-de-angola-versao-ingles.pdf>

アクセス日：2010年7月5日

[20] 社会制度およびジェンダー指標 <http://genderindex.org/>

アンゴラのジェンダー平等性と社会制度[日付なし]

<http://genderindex.org/country/angola>

アクセス日：2010年7月5日

[21] 列国議会同盟 (IPU) <http://www.ipu.org/english/home.htm>

a 女性性器切除 - 法令および国のその他の規定[日付なし]

<http://www.ipu.org/wmn-e/fgm-prov-a.htm>

アクセス日：2010年7月5日

b 女性の参政権[日付なし]

<http://www.ipu.org/wmn-e/suffrage.htm>

アクセス日：2010年7月6日

[22] 国際連合児童基金 (UNICEF) <http://www.unicef.org/>

プレス・センター・ニュース・ノート、UNICEFの訴え - アンゴラのすべての子どもたちのために教育への投資を、2010年4月19日

http://www.unicef.org/media/media_53400.html

アクセス日：2010年7月6日

[23] 国際通信社<http://ipsnews.net/>

a 子どもの早死には、ここでは日常の現実、2009年9月29日

<http://ipsnews.net/africa/nota.asp?idnews=48632>

アクセス日：2010年7月6日

b アンゴラ：政策を越える変化、2010年6月18日

<http://allafrica.com/stories/201006180915.html>

アクセス日：2010年7月6日

c 抑制手段のない人身売買、2008年3月20日

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=41673>

アクセス日：2010年7月22日

[24] 国連ニュース・サービス<http://www.un.org/News/>

アンゴラ：開発目標に向かって着実に発展を遂げる国 - ユニセフ、2010年6月15日

<http://allafrica.com/stories/201006151252.html>

アクセス日：2010年7月6日

[25] アフリカにおける民主主義を維持するための選挙機関<http://www.eisa.org.za/>

アンゴラ：国民議会における女性の代表権、2009年3月

<http://www.eisa.org.za/WEP/angwomensrepresent.htm>

アクセス日：2010年7月6日

[26] Everyculture.com <http://www.everyculture.com/>

アンゴラ人[日付なし]

<http://www.everyculture.com/wc/Afghanistan-to-Bosnia-Herzegovina/Angolans.html>

アクセス日：2010年7月6日

[27] グローブ・アンド・メール (カナダ) <http://www.theglobeandmail.com/>

健康につながらないアンゴラの豊かさ、2010年4月7日

<http://www.theglobeandmail.com/news/world/in-angola-health-does-not-follow-wealth/article1527033/>

アクセス日：2010年7月6日

[28] アフリカ・レビュー <http://www.africareview.com/>

アンゴラの HIV 罹患率が最低値を記録、2010年4月27日

<http://www.africareview.com/News/Angola%20records%20low%20HIV%20prevalence/-/825442/907438/-/vwc0ayz/-/index.html>

アクセス日：2010年7月7日

[29] 国際連合IRIN <http://www.irinnews.org/>

a アンゴラ：見えざる者と弱き者、2008年6月19日

<http://www.plusnews.org/report.aspx?ReportId=78814>

アクセス日：2010年7月20日

b エイズ計画国別概要：アンゴラ編[日付なし]

<http://www.plusnews.org/profiletreatment.aspx?Country=AO&Region=SAF>

アクセス日：2010年7月7日

c アンゴラ：カビンダ年表、2010年1月12日

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=67501>

アクセス日：2010年7月21日

[30] 世界保健機関 <http://www.who.int/en/>

精神衛生アトラス 2005年版、国別概要 A-B

http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_a_b.pdf

アクセス日：2010年7月7日

[31] 危機に瀕する少数民族プロジェクト (大学基盤の研究プロジェクト)

<http://www.cidcm.umd.edu/projects/project.asp?id=17>

アンゴラのカビンダに対する評価、2000年12月31日

<http://www.unhcr.org/refworld/country..MARF..AGO..469f3a54e.0.html>

アクセス日：2010年7月22日

[32] 世界の政党

©ジョン・ハーパー出版 2005 年第 6 版
(ハードカバーのみ)

[33] 世界の革命運動と反体制運動

©ジョン・ハーパー出版 2004 年第 4 版
(ハードカバーのみ)

[34] ボイス・オブ・アメリカ <http://www1.voanews.com/english/news/>

アンゴラの子どもたちのための複雑な進歩、2010年6月17日

<http://www1.voanews.com/english/news/africa/Progress-For-Angolas-Children-Mixed-96574579.html>

アクセス日：2010年7月5日

[35] 国際連合人権理事会

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/>

a 国際連合人権理事会の普遍的定期審査作業部会に提出されたアンゴラ政府報告書、2009年12月

http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session7/AO/A_HRC_WG.6_7_AGO_1_E.pdf

アクセス日：2010年7月14日

b 普遍的定期審査作業部会が作成したアンゴラに関する報告書（報告書は NGO および地域の政府間団体によって提出された情報の要約である）、2009年11月6日

http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session7/AO/A_HRC_WG6_7_AGO_3_E.pdf

アクセス日：2010年7月20日

c 宗教または信仰の自由に関する国際連合特別報告官報告書 - アンゴラ担当（2007年11月20日～27日）、2008年3月6日

[この情報源にアクセスする場合は、以下のウェブリンクを利用して、アンゴラ報告書まで下にスクロールすること。]

<http://www2.ohchr.org/english/issues/religion/visits.htm>

アクセス日：2010年8月23日

[36] アンゴラ通信

http://www.portalangop.co.ao/motix/en_us/portal/capa/index.html

憲法による死刑の禁止、2010年1月19日

http://www.portalangop.co.ao/motix/en_us/noticias/politica/2010/0/3/Constitution-bans-death-penalty.b717cbc6-4000-4308-8b4b-a6ba6786b582.html

アクセス日：2010年7月14日

[37] グローバルセキュリティー<http://www.globalsecurity.org/>

軍部セクション - カビンダ、2010年1月9日

<http://www.globalsecurity.org/military/world/war/cabinda.htm>

アクセス日：2010年7月20日

[38] ロイター通信社<http://uk.reuters.com/>

a 年表：アンゴラ現代史における主な出来事、2008年9月7日

<http://www.reuters.com/article/idUSL7470000120080907>

アクセス日：2010年7月21日

b アンゴラ裁判所、2008年の殺人で警察官7人を投獄、2010年3月22日

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/LDE62L1D7.htm>

アクセス日：2010年8月23日

[39] ガーディアン紙（英国の新聞社）<http://www.guardian.co.uk/>

アンゴラ反逆者の言葉 - トーゴサッカー選手は誤って襲撃された、2010年1月11日

<http://www.guardian.co.uk/world/2010/jan/11/two-arrested-togo-football-attack>

アクセス日：2010年7月21日

[40] エスノローグ<http://www.ethnologue.com/>

アンゴラの言語 © 2009

http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=AO

アクセス日：2010年7月22日

[41] ヨーロッパ・ワールド・プラス<http://www.europaworld.com/pub/>

アンゴラセクション（購読サービスのみ）

アクセス日：2010年8月2日

[42] USAID（米国国際開発庁）

<http://www.usaid.gov/>

アンゴラの地図、2004年1月（国際連合からの無料提供）

<http://www.usaid.gov/ao/map.html>

アクセス日：2010年8月23日

[43] Trócaire.org（アイルランドカトリック系の公式海外開発機関）

<http://www.trocaire.org/>

アンゴラ新憲法は民主主義にとってどういう意味があるのか[日付なし]

<http://www.trocaire.org/resources/news/2010/03/10/what-does-angola%E2%80%99s-new-constitution-mean-democracy>

アクセス日：2010年8月23日

[44] アフロール・ニュース<http://www.afrol.com/>

アフロール・ジェンダー概要：アンゴラ編[日付なし]

http://www.afrol.com/Categories/Women/profiles/angola_women.htm

アクセス日：2010年8月23日

[45] ビハインド・ザ・マスク（ゲイ権利NGO）<http://www.mask.org.za/>

国連からゲイ権利NGOを排除しようとする国々、2010年6月7日

<http://www.mask.org.za/countries-try-to-ban-gay-rights-ngo-from-un/>

アクセス日：2010年8月31日